

## フーゴー・プロイス「経済生活に貢献する国際法」

(Hugo Preuß, „Das Völkerrecht im Dienst des Wirtschaftslebens“ in: *Volkswirtschaftliche Zeitfragen*, Jahrgang 13, Heft 3/4, 1899)

大野達司 訳

もし誰かが、私たちには「暗黒の中世」と考えられている時代の、人柄尊敬に値し身体屈強にして乗馬もよくする騎士を、法的に必要で経済的に有益だからと説得し、彼の強力な剣をふるわずに、非力な弁論の術やそれよりもなおともすでに彼の回りに、彼と都市の小売り商人たち、君侯たちと農民たちを共通の網の目に編み込むような発展の糸がいかにか紡がれ、彼ら全員から法的に秩序づけられ平定された国家的共同生活がいかにか形成されるかを説いたならば——この勇者は何と答えようとしただろうか。恐らくなにも答えず、勇者は道化を笑い飛ばしたことだろう。だが、彼が例になく思慮深く議論を好む主君であったら、自由な復讐権は自由人と騎士の不可譲の権利であること、この理念なくんば騎士階級が、騎士階級なくんば神聖帝国も神聖教会も存続し得ないこと、そして経験上もよき剣が善き法の最良の証拠であり庇護になることを指し示そうとしただろう。だがスコラ学の学識ある大家であれば、実朴な騎士が述べたことをすべて讃えようとはしない。とはいえ、彼はいくつかの教化的な言葉を付け加えたことだろう。

どのように神が聖俗の剣と同じく様々な身分をも異なる仕事のために分けたのかについて、そしてこれが身分の概念と本質から導かれ、変わることなく永遠のものであることを。

今日私たちはもちろん暗黒の中世よりもはるかに明るいところにいる。理念の力についてなにも知らうとしない今日の理日の実務家たち、もはや鞍に腰掛けず執務室に席をかまえ、現実の姿と現実の要求をまるで知らうとしない今日の理論家たちは、もはやスコラ学者と名のらず、そのドイツ語訳をもって学校教師と称そうともしていない。それでもなお彼らの多くは、現代国際法の実効性とその学説が若々しく躍進しているのを目の当たりにして、中世の実務や教職に携わっていた人々が新たな国家思想の最初の動きに対置したのとまったく類似した異議をこれに掲げているのである。時代は、過去、現在、未来にわたっていつも人間の論理よりも強い事実の論理は、事実の論理をまさに乗り越えようとするこうした異議を乗り越えてきた。国際法、つまり——当座は——文明化された国民間の国際法は、国境を貫き、共通の文化と共通の交通を基礎にする諸国民を拘束するものである——こうした法は生きた現実の中に存在している。日々の生活の数え切れない諸関係のなかで、この法は、手慣れた型どりの教条主義や机上の知識がどんなに反論しようとも、その存在が遍く望まれたものと感じさせている。すると、これに対しては、劣らず現実的な戦争の存続が、つまり、まさしく右の現代的文化国家がますます軍備を増強して互いに反目し、破壊的な国民間の不和という怪しげな暗雲が絶えずそれらの上に垂れ込めているという事実が、引き合いに出される。だが、このことは、たとえば流行病や疫病があったところで大して衛生学への反論にはならないように、国際法に反論を示したことはない。衛生学が呪い師の不老長寿の妙薬を見つけたたと錯覚することがないように、国際法もすべての戦争の危険を一撃で取り除くような護符を探し求めようとはしない。だがそれにもかかわらず、前者と同じく後者も広い範囲で遍く望まれた実効性を有している。この実質的な平和活動は、右の軍備と並んで色あせることなく、圧倒的に我が

道を進んでいる。自然水路を利用した内水航行はもはや国境によって妨げられてはおらず、海運はますます自由で法的に保障されているし、人も財も本質的には法的安定性を危うくせずにある国から他の国へ移動でき、裁判の保障は一般的には外国の商人にも拒絶されていないし、一般に通用している規範と郵便規則に即した郵送は文明化された世界のすべての地域と半文明化された世界の多くの地域で達成され、旅行者は同じ鉄道車両に乗ってほとんどヨーロッパの全域を国境があつても縦断できる——他にも例はあるが、これらは國際法の業績であつて、國際法はかくしてその成果を十分明らかに認識させているのである。さてこれらの成果は、すでに若干の例が示唆しているように、主に經濟的性質を有している。經濟生活に貢獻するなかで勝ち取られたために、これらの成果は經濟生活を促進するものである。だが他方で、それによって豊かにされた諸国民の經濟生活の方でも再び國際法を促進するものの有機的生命と成長を特徴づける相互作用の法則に従つてなされるのである。しかし、このような經濟生活との内的関連は、決して國際法の特殊性をなすものではなく、法に、とりわけその創生期に形が整う前に、遍く見られる現象形態に特有のものである。發展した形式的な組織が欠けていることと、まさしくこの関連を通じて、國際法は、學問と生活に等しく価値のある、形成途上の法の生成過程に対する洞察を与える。

このような考察をするには、もちろん数多くの根深い誤謬から予断なしに解放されている必要がある。こうした誤謬は依然としてしばしば——意識的にせよ無意識的にせよ——哲学や法律学の見方の出発点を規定しているのである。前の時代の絶対主義國家が中世の基本的見解の立場からは思考として把握され得なかつたように、今日の國家も直前の時代の基本理念に捕らえられていと理解しがたい。「時勢ハ變ハル、而シテ我々モソレトモニ變ハル *Tempora mutantur et nos mutantur in illis*」——このきわめて月並みな命題は、それが決まり文句たる性質を十分に獲得していたとはいへ、こうした事物の觀察者の誰にも十分血肉化していなかつたのである。「國家」とか「法」

といった概念の内容にまで、すべての世俗的なものの変転法則は顕著に広げられている。動物界における種の外見上の恒常性は今日の科学の前では誤謬だと考えられているが、同じく右の概念の恒常性もはるかに容易に誤謬だと認識されうる。そして、自然科学にこのような認識を伝えているのとまったく同じ命題が、ここでもそれに役立っている。つまり、無限に大きな時空における無限に小さな変転、である。日々年々に生活が法や国家の概念に持ち込む変転は無限に小さく、それが同時代に生きる人々の意識にはのぼり得ないほど小さい——そして精神的観察に使える顕微鏡は残念ながらない。だが、数世代の後、数世紀を過ぎれば、この変転を振り返って眺める人々はそれを手に取るように理解できるのである。

職業柄、物自体をその変転する数々の現象形態の背後に探求する哲学者は、このような変転の意義を過小評価し、不完全な観察に従って国家と法の一定の概念を変転することなき思考範疇として抽象化しがちである。これがひとたび成し遂げられてドグマが完成してしまうと、あえてそれに組み込まれようとしないうる現実の諸現象にとっては一大事である。それらは始源の無の中に情け容赦なく放り込まれてしまう。だが法律家もしばしば同じ道へと追いやられていくが、それは、法律家が哲学の徒であり、またあらねばならぬからだけではなく、法律家に最も固有の実務的課題によるところもある。これにとつて、法はその本質上安定したものと考えられねばならないが、一方で法は実際には流れと動きの中にある。狭義の法律学は、歴史学とは違って、運動ではなく状態を対象とする、つまり結局のところ擬制、現実には存在しない思考上の静止状態を対象にする。かくして法律学は、まったく明らかに形式的な契機に重点を置く。なぜなら、諸形式は相対的にみて安定したものである。その内容は変転し、しばしば雲散霧消するが、一方で諸形式は事情によってはまったく空っぽになるまで存続するのであり、そして変転し改まった内容は、新たな形式を作ることができるようになるまでには、たいてい長い時間がかかり多くの力を要する。他方再びここか

ら、法律家が、まさにその視野がしばしば形式的契機にしか及ばないために、まさしく形式的なものの特性をその現実の内容と対立させていとも簡単に誤認してしまうことが明らかになる。だが実際には法の諸形式は利害と必要を保護する覆いや皮にすぎず、イ・エ・リ・ン・グの定式によれば、法は「社会の生活諸条件を保護する形式<sup>(1)</sup>」なのである。こうした生活諸条件の保護の必要が法と国家を形成してきた。右の必要の成長と変転が国家や法に内容の拡張と変化をもたらした。個々の国家の法が、社会の変化した生活諸条件を保護するのにもはや十分ではなくなるや否や、まさしく国法を形成していた必要が新たな法を形成する。この法は、国境を貫き、変化した生活諸条件の保護が要求する範囲に及ぶものとなる。つまり、その交通が保護されることが今やおよそ社会の生活条件であるような諸国民の国民間の法、つまり現代国際法が形成されるのである。

時代と事情ごとに必要な生活諸条件の保護の必要を押し広げるこうした創造力は自然の必然性であり、従って繰り返せば私たちの対象に固有のものではなく、自然のすべての現象形態に共通なのである。自然研究者は、動物が自分たちの生活諸条件を保護するために必要な身体の特異性や形を展開しているということを観察する。動物たちの色は、天敵から身を守るために、彼らが生きていかねばならない環境に適合している。その四肢は、彼らがそのもとで食物を探さねばならない諸条件に適合している。そして、時代や事情ごとに様々な彼らの生活諸条件を保護する必要が動物たちに対応した身体的形式を形成しているように、もちろん無限に複雑化しているがそれと同じ人間社会の必要が、対応する法形式を形成しているのである。

保護を要するホモ・サピエンスの生活諸条件は、他の動物のそれよりも計り知れないほど複雑である。なにより、この政治的動物における結合や社会形成の必要もはるかに強い。そしてまさにこうした必要が、無尽蔵に溢れ出る法生産の源なのである。人間が動物の生活水準を乗り越えていけばいくほど、つまり人間の文化がより高く、より豊か

に発展すればするほど、右の社会化の必要もより多様で包括的になる。なぜなら、社会化なしに充足され得ない必要は、より多様で包括的になるからである。まず家族、家族集団、種族がそれを充たし、次には国家国民のみが、最後には全人類のみがそれを充たすことができるようになる。社会化の下位形式から上位形式への上昇的發展を強いているのは、経済の下位段階から上位段階への上昇的發展である。その際、今度は社会化形式の發展の方でも經濟段階の發展を促進し、有機的相互作用の法則に従ってさらに發展を続けていく。未開の漁業ないし狩猟民族はその原始的經濟經營のために実にわずかな社会化しか要しない。実にわずかな社会化であれば、この經營さえあれば可能である。

つまり、生殖に必要な結合だけで十分かつ可能なのである。實際のところこのような經濟段階にある未開人は、きわめて荒削りな形の社会形成の進展すら、つまり奴隸制すら知らない。この形式は、これに対してたいはすでに次の高さの經濟段階、つまり牧畜ですでに登場する。これはそもそも次の社会化を可能とするとともに必要とする。そして次に農耕民族だが、ここにおいて、その社会化はすでに国家の形式で現れる。こうした經濟的段階を伴う土地への定着から、商業經濟は人間を解き放った。この經濟はより生活条件への広い範囲に及ぶ結合を有し、またこれを形成することによって、それは國際的的結合の芽を含んでいる。そして最後に私たちにあってこの發展は、國際的經濟で頂点に達する。それはすべてのそれ以前の段階を前提にし、そこに含まれており、そして人間の共同生活の複雑化と同時に擴張を必要とし、他方この共同生活は同様にこの發展によってのみ可能となるのである。

このような社会化の進展は法生産の主源泉と呼ばれてきた。なぜならそれは無条件に、互いに衝突するが互いに依存し合いもする意思力の規律を要求するからである。つまり個々の人間を相互に規律するというだけではなく、公共体に対して個人を規律するとともに、公共体を相互に規律し、多様な段階を配慮しながら規律するよう要求するのである。その限りで、右に持ち出した法概念の定義には、別の劣らず正当な定義を並べることができる。こちらの定義

によれば、法は「人々の意思力の限定」である。<sup>(2)</sup> こちらの理解でも、法の本質は、外的規範の本質として、本質的に形式的なものとして、別の性質を与えられた内容を取り囲む境界を限定することとして特徴づけられる。なぜなら、法が形式的に限界づける意思諸力の内容は、「人々の意思力の限定」がまさに「社会の生活諸条件を保護する形式」を形づくることによって、むしろ互いに補完しあうからである。人間の社会化の進展は、様々な意思領域の法による限定を必要とするものだが、これを右のように私たちは、経済生活の進展の——もちろん有機的な相互作用のなかでは同時にその条件でもあるが——産物と考えた。法と経済生活は互いに形式と内容の関係にある。前者は後者の産物であると同時に条件でもある。法の形成は、経済的な諸々の必然性によって規定されており、それ故、これをしっかりと考慮しなければその存続は把握されないし、その生成や成長は理解され得ない。社会の生活諸条件は、法の形式的な安定化に必要なものだが、内容的には経済的欲求の充足を要する。

こうした見解に対しては、一見重要で、いずれにしても情に訴えかけるところのある異論が容易に予想されうる。今日人々が機会あれば適当であらうとなかろうと好んで悲嘆の声を上げる、いわゆる「卑しい唯物論」という非難を、人々はためらわずこの見解に投げかけるだろう。法の神聖な理念がその雲々の高みから引きずり降ろされ、「卑しき」日々の欲求に奉仕させられるだけではない——それに人々は慣れ親しんでいて、実際のところ愛する神を人として求めようとしなければ、ほとんど避けられないことがらである。——だが人間社会も、その生活諸条件として経済的欲求の充足のみが強調されてしまうと、品位を落とすことになる。この点で人間社会は、経済生活と呼ばれる複雑化した装置の維持と繁栄にとって必要な範囲のみ、動物界と区別されるべきなのだろうか。「より品位のある」非物質的な欲求もその生活条件に含まれはしないのだろうか。そしてそれに応じて、人間社会の発展も、理念の非物質的な方に影響されはしないのだろうか。

疑いもなく、一定の非物質的欲求の充足も物質的なそれと並んで人間社会の生活諸条件に属する。だが、後者が常に最も強く最も拒否しがたいものであるだけでなく——人間は、考え感ずることが出来るために、まず生きなければならぬ——という単純な事実にも照らしてみても——、ここから、経済生活はすでにそれ自身で一定程度非物質的な利益を包含しており、前者は後者の一定程度の沈殿物を含んでいるということになる。たとえば芸術や学問の利益はその保護をなによりも、芸術家や学者の経済的生活諸条件が保護され確保されることに見出す。それは、国際法も、著作権協定や類似の国際協定を通じて原著者や発見者の経済的利益を保護することにより、この領域でも役に立っているのを証明するのと同様である。かくしておよそ現代法は、様々な形式のいわゆる知的所有権を形成する際に、ただ経済的な欲求の強制に従ってきた。これは、知的所有権に必要な精神諸力の活動が、これら諸力自身が失業したり、以前の時代の仕方でも物乞いを余儀なくされて、妨げられることのないようにする。このように、「卑しい」経済生活は実際には、麗しい思想とか熱狂を呼び起こす言葉よりも、しばしばよりよくより確実に「より品位ある」利害に奉仕する。

人間の社会化の進展に寄与する諸理念の力を否定したり過小評価したりするつもりも毛頭ない。家族の感覚、自分の土地への依存性、国民感覚、そして祖国愛、これらの理念的な力は、人道主義の理念、人類愛、そして大きな精神的文化利害の共通性が現代国際法という国際的共同体を促進しているように、近代国家の形成に寄与してきた。法理念そのものの、つまり司る法が掲げる人倫的要請の高い精神的な力も、決して誤認されるべきではない。だが、皮相な観察は、この美しく開いた花々が、その鮮やかな色彩を輝く陽光の中でまき散らしつつも、暗いばかりか薄汚いかもしれない、しかし豊穡な経済生活という地底国の奥深くに根を張っているからこそ生き延びているのだということを見逃すかもしれない。文化史的研究の示すところでは、私たちにはただ感覚の奥深きに根ざしていると見える親





経済的に結合し締約し、またドイツ国民の神聖ローマ帝国が保障できなかった保護を経済的諸利益に授けることによつて、ドイツ国民感情があるにもかかわらずドイツ国民を政治的に完全に分断することさえできた。そして、今世紀になつて対立する発展の流れが現れると、国民的統一がはじめて立ち上がる手助けをしたのは、再び経済的統一であつた。ドイツ国民会議には、経済的必要性という厳しい強制を通じて対立する弱小諸邦を保護下に置くことにより、プロイセン関税同盟が先行していた。今日もなお、わが国をはじめとする諸国における外国人の大量追放とかロシアのユダヤ人令のように、人道主義や文化の理念にほとんど合致しない措置がとられても、人道主義は顔を覆つてなにも変わらないと嘆き悲しむことができるだけである。だがそれによつて、たとえば当該地域に労働者不足が生じたとか、国家信用が損なわれる危険があるというように、経済的な様々の欲求に触れるところができる<sup>(3)</sup>と、経済的必要性がその除去に力ずくで乗り出し、高貴ではあるが無力な人道主義に、その剛腕を差し出すのである。

このように至る所で経済的欲求が人間社会の生活諸条件の中で本来の核心であり、その充足の必要性が生活諸条件の形式的な保護にも、つまり法にとつても本来の駆動力であることが明らかになっている。このことは、変化し拡張された内容が変化し拡張された形式を形成し始める、法形成の新たな進化の始まりにおいて特にはっきりと現れる。なぜならこの過程には、現存スルモノノ惰性 *vis inertiae*、つまり慣性が抵抗し、この抵抗を克服できるのは経済的欲求の強制的必要性だけだからである。歴史の過程や、個別的には法史の過程の至る所で、「なまくらな世界の抵抗」を克服してきたものは、高貴な感情や偉大な思想ではなく、右の経済的生活諸条件を保護しなければならぬという鉄の強制であつた。著しく広まった意見は、法を實現するのに無条件の要件に関する、それゆえ法概念の本質的契機に関する必然性を説明しているが、このことは確かにここで提示した基本的見解と一致しはするものの、その際に専ら国家権力が法に授ける外的強制が考えられがちであり、経済的必要性という概念的に見ればはるかに本質的な内的

強制を見逃している点で、誤りである。右の外的強制は、自らの生活諸条件の保護を自分自身の組織を通じて自らで引き受けた組織がはるかに進んでから現れる効果である。つまり、外的強制は完全に発展し広がった法圏に固有のものであり、一方で經濟的欲求の内的強制はあらゆる法形成にそもそも初めから内在している。それどころか、この經濟的欲求の内的強制の方で、法的制度でもあり外的強制を行使する組織をはじめ徐々に作り上げていく。それゆえ内的な經濟的強制は法の形成における外的な國家的強制と関係している。その関係は原因の結果に対する関係、あるいは——國家的組織が社会的な生活諸条件を保護する形式の一つであるから——内容の形式に対する関係のようなものである。この組織が発展すればするほど、自然の流れで法への直接的影響の中においては内的な經濟的必要性がますます組織化された共同体の外的な強制力の背後に退いていく。前者は後者をその目的達成のために利用する。その有効性は、直接的なものからますます間接的なものとなる。それゆえ法に内在する經濟生活への依存性は、後の成熟した状態におけるよりも初期段階ではるかに明瞭、純粹、そして直接的にあらわれる。国内法は今日ではこうした成熟状態を達成した。それは國家機關を通じて立法において定式化され、司法において個別事例に適用され、執行において強制的に実現される。それに応じて經濟的欲求の内的強制は、この領域では國家的組織による外的強制の背後に退く。その作用は確かにここにも疑いなく存在するが、間接的なものとなった。經濟的欲求は、自分を押し通すために、自分がもたらした組織を利用する。それゆえ、ここでは容易に近因を介して遠因が、直接的に作用する原因を介して間接的に作用する原因が展望されうる。<sup>(4)</sup>これに対して、現代國際法は完全な成熟というこうした状態に目下のところは入り込んでいない。國際法は國際共同体の中に、国法が國家に有しているのと類似した組織を手にしていない。それゆえ、經濟的欲求が國際法に及ぼす規定的作用は、依然として直接的であからさまなものである。右の内的強制は經濟的生活諸条件の法的保護にとつて——組織による外的強制が欠けている場合は——唯一の直接に創造的な

力である。だがそれによって国際法の法に特有の性格が何かの仕方では疑わしくなることは決してない。反対に、すべての法にとって結局のところ決定的な、経済生活の法形成力は、他の法領域の後の発展段階になると隠されてしまい認め難くなるが、国際法においてはまさに範例的な明瞭さと純粹さをもって現れる。法一般をより深く学問的に把握するには経済的考察が欠かせないし、この考察のみが法律学を空しい煩わしい手続に凝り固まってしまわないように守ることができるので、国際法はすぐに直接この経済的考察を必要とし、これなしにはまったく不安定になってしまう。国際法は経済生活に直接根づいている。(5)

国際法が国際共同組織の慎ましやかな始まりをすでに示しているのは否定できない。一定の条約を通じて連盟機関として設置される国際委員会がそれだが、ダニューブ河ヨーロッパ委員会とか、国際法行政連盟国際事務局や同総会 *die internationale Bureau und Generalversammlungen der völkerrechtlichen Verwaltungsverein* を例として挙げるができる。部分的には繰り返し個別事例において合意され、部分的には一般に国家条約の中で予定されている国際仲裁裁判所は、来るべき組織の——そもそも発露としてではないにしても——ともかく代替物と見なされる。国際組織のこのような脆弱ではあるが希望に溢れた蕾をめぐって、国際法の支持者と否認者の間で今日活発な闘いが繰り広げられている。後者は国際組織に関する右の最初の萌芽が抱える否定しがたい弱点から国際法そのものを否定する自分たちの立場の正しさを導き出すが、もう一方の側はまさに右の萌芽がそこにあることをもって国際法の存在そのものを論証しようとしている。しかし来るべき組織の右の萌芽は、それらがいかに弱々しいとはいえ、社会的な生活諸条件が国家組織の枠を越えて形式的な保護を、つまり国際法を是が非でも必要とし、それに向けて全力を尽くしていることを証明している。一方、それに続いて右の萌芽の弱々しさは、国法が国家の中で到達しているような成熟にはこの国際法が依然としてたどり着いていないということをもまさに証拠立てており、この点に異議を唱える

ものはいない。そして、国際組織のこのような始まりに未来の発展への希望に満ちた展望を結びつけるなら、この確実な期待の強まりを承認し、共有することができる。それでもなお、とりわけ問題の現在に關しては、国際法擁護の重点を右のなおかなり未成熟の像に置くのには、きわめて疑わしいところがある。それは、将来にむけて手形を割り引くようなものである。実際には今日のところ、国際組織の右の始まりは依然として国際法の強さでは全くなく、その最も弱い面を示している。そして、関連文献でしばしば起こっているように、国際法の意義を右の始まりの意義に關しては手放そうとせず、その存在の正当性を国際裁判所の実効性などのみに即して評価するならば、国際法に悪しき貢献がなされたことになる。この種のすべての像は、国際法という樹に開いた、なによりも求める価値があり咲き競う力のある花々ではある。だがこれは花であって、根や本来の幹ではない。そのため人々は、それを本来の本質としてではなく、一時的にごく最近できたものであり、そのためまだきわめて弱々しいその産物なのだと思える場合のみ、それを正しい評価を下したことになる。これと対立する考察は、非論理的でもあり非実践的でもあるやり方をしていいる。これが非論理的というのは、正しくは、この木がリングをつけるからこの木がリングの木ではなく、これがリングの木だからリングをつけるからである。このように、それが国際組織をもたすが故に国際法が法ではなく、これが法であるからこれは組織論的な作用を及ぼすのである。右の組織の萌芽が抱く弱々しさもただこんなふうに国際法に反するなにも証明していない。というのは、比喩を続けると、リングがリングの木をつくるのなら、最初の春に初めて弱々しい芽を付けた木は、まだリングの木ではないということになってしまふからである。このように右の見解は、国際法を擁護するのに非実践的でもある。まさに国際組織の点で国際法は、ここできわめて強力な抵抗を克服しなければならぬために、自然の流れに従ってきわめてゆっくりと発展するだけに、ますますそうなるのである。この抵抗は、国際組織自身が強くなるにつれますますますそれにねばり強く抵抗する、現代の国家組織の

強さに発する。ところで、以下で見るように、現代国際法の発展はまさに力強く発展した現代国家組織に依拠しているが、国際法はこの組織を自分のために廃棄することも弱めることもできない。それゆえここで発展は必然的に無限に複雑でゆっくりしたものである。つまり、国際法の存在と意義が仮に国際組織の完全な完成にのみ依拠しているとするのなら、国際法は将来の調べ、敬虔な願望と理想主義的浮かれ騒ぎの集塊だと見る敵対者にも一理あることになる。だが実際は、国際法の本質と意義が最も確実かつ明瞭に現れるのは、人々が未来を想って浮かれ騒ぎをすることなく、思慮深く現在を土台にし、そこに眼前にある事実を据えて、そこにある物事を眺め、それを突き動かしている根本の部分を確認する場合である。すると人々は、国際法が、その達成に必要な強制のように、外部から将来の組織に初めてその法的性格を期待しなければならぬのではなく、すべての法の初期段階にはそうであるように、それを自ら内包しているということに気づく。内的強制、経済的必要性の創造力は、まさにここで依然として確立した組織による外的強制を介在させることなく直接的に作用する。国際法は目下のところ、依然として直接的ではあるが真の法的性格を備えた経済生活の産物である。<sup>(6)</sup>

人々は内在的な経済的強制の意義を度外視したり過小評価し、それにもかかわらず強制の契機を国際法の法的性格にとつて必要だと見なしている。そのため、組織的な形では国際法にとってこれまで存在したこともないのに、なしで済ませられないと信じられている外的強制を、しばしば何とかして代替しようと努力してきた。こうして、戦争、報復措置、そして数々の復仇といった国際的自助の様々な手段は、国際的な法的強制の現象形態と、国際法の達成のために法の概念によって求められている強制の充足と多くの人に見なされている、つまり国内法実現のために行使される組織化された国家的強制に対する国際法の代替物と見なされている、ということが明らかになる。このよく考えられているが、誤った方向に考え抜かれた見解が、向こう見ずな論理の命ガケノ跳躍をして、一つの欠陥を他の欠陥

で補い、国際共同体には残念ながらもまだ存在している組織化されざる暴力に、ここに残念ながらもまだ存在していない組織化された暴力の機能を与えることによって、必要から徳を作り出そうと試みていることには、一見して気づかれる。<sup>(7)</sup>

国際的自助、報復措置、復仇とその最も包括的な活動である戦争は、ここでは法つまり社会的な生活諸条件の形式的保護が互いに出会う意思力の限定を通じては右の自助を排除するほどまで形成されていない限りで、そもそもそれらの消極的な側面のみを即して国際法に帰属するようになる。この点での国際法諸規範は、かくしてまさにそれらの限定と制限を本来の対象とする。このようにいわゆる戦時法は実際のところ、国際法がこれまで戦争遂行の制限のために形づくってきた諸ルールの総体である。そして戦時法がその他の仕方でも適用される場合には、戦争は、国際法は戦争を排除してはこなかったという消極的な意味でのみ、国際法上存在することになる。同じことは自助の部分的手段である報復措置と復仇にも妥当する。もちろん、すべての自助の完全な廃止は、国際生活のみならず、国内生活でも実際には不可能だと思われる。そのため、国際法に比してはるかに発展した国内法すら一定の場合には自助を容認せざるを得ない。その限りで、ここで外見上はたとえば正当防衛や自力救済 *eigenmächtige Pfandung* は、報復措置や復仇と類比される。だが外的類似性によって、二つの法領域の性質から流れ出る本質的な区別を忘れてしまっただけでなく、前者の形式的自助は、国内法において考へうる限り最も狭い枠内に押し込められ、極端に特定化されているだけでなく、なにより組織化された権力がその適用の仕方を監視している。この適用は事情によっては、国家諸機関、つまり裁判所による事後的審査に服する。かくして実際には、ここで自助はただ偶然に準備されざる自助にとどまる。自衛する個人は、ある程度警官を代理して行動する。そしてこのようにここでは組織化された権力により統制され、形式的な保護に結びつけられた自助は確かに、法を達成するために緊急手段として許された例外的な強制手

段として認められうる。それはまさに組織化された強制のシステムに服し、そこに組み入れられている。だがここから、国際的自助にはまるで類似の機能が認められ得ないことも即座に導かれる。自助が帰属し服属するはずの組織化された強制のシステムは、ここでは存在しない。従って、およそ形式的保護には、自助が法の実現に奉仕するということが欠けている。だが、このような保障なしに法的強制とはいえない<sup>(8)</sup>。かくして、国際法にそれを実現するための外的強制の装置を与えようとするこの試みも、挫折することになる。国際法の今日の発展段階を、それが経済的欲求の内的強制の作用に依然として直接服しているところに見る人は、右の点を安んじて認めることができる。

物事をほんの少し深く追いかけてみると、国際的自助と国際法はそれぞれか真つ向から対立する原理の現れであり、互いに対立することに気づく。なぜなら戦争、報復措置、そして復仇、約めればあらゆる形の非組織化された権力は利害対立の現れであり、他方で国際法は——凡そ法すべてとそれに応じてあらゆる法的組織と同様に——国際共同体の現れだからである。利害対立と利益共同体——この両極の回りを、人類の生活、すべての経済、政治、法の組織はそもそも初めからめぐってきたし、永遠にめぐるのである。人類の最も未熟な青少年期にすでに、永遠の闘争がもたらすあらゆる不安定さと並んで利益共同体が存在していた。個人は完全に孤立しては存在し得なかったためである。そして万人の万人に対する闘いは、ホッブスの国家理論に由来するものだが、右の理由から根拠薄弱な擬制である。だが、千年王国の幻想や自然状態という黄金時代に関するルソーの夢想が生きた現実だと捉えられない限りでは、いつか利害対立を完全に人類の生活からないものと考えられることも同じくできない。このように二つの原理は等しく永遠であり、それどころか人類の生活にとって等しく不可欠であるが、およそその社会的文化の進歩は結局のところ、一歩一歩利益共同体の領域を内外に向けて拡張し、利害対立の領域を押しのけるところにある。それは利害対立を決して完全に排除できない。だが止まることなく成長する利益の共同体は、その認識の上昇とともに、利害対立の



範囲を狭めるだけでなく、なにより共同体の生活諸条件を尊重するようにそれを強制しもある。つまり、文化の進歩とは、利益共同体の拡張と人類のもとでその意識が成長することに他ならない。この利益が本質的に経済的性質のものであることは、すでに示した。その共同体の産物と表現が法を通じた形式的保護である。「社会アル所法在り」、つまり人間の共同体は何れもその法を産み出す。人間の共同体は、経済的利益の共同性とともに、そしてそれを通じて成立し、存続する。

個人は皆、他の個人が存在しているために、一面で自分の経済的利益を排他的かつ無制限に追求するのを妨げられている——そしてそのため他の個人と対立する。他面で個人は皆、自分が生き延びていくために、他の個人を必要とする——そしてそのため他の個人と共同体に入る。敵対する利益が互いに自己を主張し確保する形式は戦争である。つまり、それ以上高次の全体に組織化されない当事者間の闘争である。利益の共同体が自己を主張し確保する形式は法であり、そのより高い発展段階では、法的に組織化された権力である。利益共同体はこの権力をそれと相争う分岐に行使する。なぜなら、利益共同体によって結合された圏域であっても利害対立は撲滅されているわけではなく、追いやられて、共同体の生活諸条件に服しているにすぎないからである。その分岐は分岐としては利益共同体にはいるが、個体としてはその前後を問わず利害対立にある。だが、個々人に共同体の中でのみ生存の可能性を保護する経済的必要性は、共同体の法の下で対立を強制する。自然によって与えられた最も原初的な利益共同体は家族である。それはそれぞれの個人の生存に関する自然と経済の条件であり、それに応じて法と社会的組織、つまり国家の源である。これを基礎にして、家族集団、種族、民族が展開していく。その分岐に対しては、利益共同体が利害対立を、法が闘争を支配している。これに対して、対外的には対立だけが通用する。異質な部族との通常の関係は戦争であり、異民族とは敵であり、法の範囲外にある。

文化の上昇とともに生活の要求も高まり、それとともに、この欲求を充足し、個々人の生存に必要な協力をもたらず圏域も拡大し、これに依じて利益共同体の領域も広がっていく。だが、それが内外に拡張し、様々な姿をとるようになるとともに、利益共同体が包含し支配しなければならぬ利害対立も複雑化する。この点で、家族では個々人の対立だけが問題になり、部族ではすでにこれと並んで家族間の対立も問題になる。そして人間の共同生活が豊かになればなるほど、その内部では広狭の様々な団体、諸身分、そして出自や職業による階級間の経済的対立も増加する。これらすべての上に、すべてに共通の経済的必要性が利益共同体を形成し、その形式的保護を法に見出す。かくして、依然として長い発展段階の間でも、利益共同体に基づく法は利害対立に基づく戦時の自助と闘わねばならないということになる。現代国家はこの段階を本質的に通り過ぎている。発展した組織へと進んだ法は、本質的に利益共同体のそこに含まれる利害対立に対する優位を保護し、数少ない極端な場合にのみ、利害対立は戦時自助のなかでも勃発する。つまり、革命や内戦において生ずる。現代国際共同体はこの発展段階にまだ到達していない。確かにすでにここで利益共同体が成立している。これに国際法は依拠している。だが利益共同体の中で、依然として利害対立は、それと並んで戦争やその他の自助の形式で自己主張するほどに、十分強く作用している。とはいえ、後者〔自助〕もまた、それがこうした場合に一般的な損害が個別的な利便を無限に乗り越えていくのを示すことにより、利益共同体の認識を高め、それとともに国際法が形成されるのに寄与する場合もある。たとえば、確かに流行病も衛生学を促進し、活発化するよう作用する。だが、そのために流行病が衛生手段と捉えられえないように、戦争、報復措置等々は国際法の強制手段とは捉えられ得ない。むしろ、経済的共同体はいつも変わらず、唯一それ〔国際法〕に固有でそれに内在する強制なのである。<sup>(9)</sup>

かくして私たちは今日では、国際的経済生活を手にしているために、国際的法を手にしている。今日の社会の生活

諸条件は、その物質的な充足のために世界經濟を、その形式的保護のために國際法を必要とする。無限に増加する欲求は無限に拡張された利益共同体を形成してきた。その結果、戦争はもはや民族相互の自明で継続的な關係を形づくるのではなく、利害対立の異常な爆発という例外を形づくり、国家の敵はもはや即座に敵で法の保護外としてではなく、國際的法共同体の同胞とは考えられないほどになった。社会アル所法在り。利益共同体が存在するや否や、それは法を形づくる。それが存在するや否や、だが、それがある場合にのみであるが。

國民的利益共同体が現代國家へと今日のように強固に組織化されるに先立つ時代を振り返ると、多様に交錯し戦う個別利益の対立がかなりの点で依然として支配的な契機であったこと、つまりおよそ統一的な國民經濟と國家經濟が、その結果として統一的な國法も欠けていたことに私たちは気がつく。様々な身分、農民と都市民たち、騎士と君侯たち、聖職者と俗人たちは、同じく様々な利益集團を形づくった。この諸集團は各々他の集團に敵対的に対立しているに過ぎないと感じていた。だがそれだけではなく、經濟生活の狭さの結果として、これらの集團がしばしばより小さな集團に地域的つながりに即して更に分断されることにより、分断は更に進んだ。いわゆる復讐権は、自助によって自己を主張する利害対立の表現、包括的な利益共同体に依拠する法の欠如の表現であった。唯一レーエン制において、もちろん緩やかなものではあるが、法状態は、当時の經濟生活と、つまり農業經濟と密接に関連して存続していた。そしてまさにこの經濟段階とそれに対応する自然經濟が、右のように最も小さな圏域に閉鎖することを可能にし、また必要としていた。莊園は、經濟的に、それゆえ政治的にも、それ自体で小世界を形づくっていた。莊園は本質的に、その居住者が必要とするすべてを、自ら生み出していたが、本質的にこれのみを生み出していたに過ぎない。販売のためにも需要のためにも、莊園は「市場」に、つまり外界との交通にさほど依拠していなかった。従って、外界との利益共同体の存在はごくわずかであった。經濟的孤立化に法的で政治的なそれが対応していた。

この経済的諸関係の変転が始まる時点に、法的で政治的な変転も始まった。つまり都市の壁の背後で始まった。ここで初めて、自給自足、個々の家政の自給自足制は、分業という国民経済の原理によって突き破られた。ここに至り、ある者が自分自身では必要としないものを生産し、他方で他の者によって、自分が自身の生産物でカバーしてない需要の充足を交換によって手に入れはじめた。この交通、つまり「市場」は個別経済の孤立化を廃した。都市同胞間の優勢な経済的利益共同体を前にして、利害対立は後景に退き、これを基礎として都市の法的で政治的な統一が發展した。都市経済と都市法は、国家経済と国法の原型として生じた。「市民」という語が都市からその出発点を獲得したのは偶然ではない。都市市民の経済的で法的な共同体は近代的国家市民の現象形態であった。都市社会の生活諸条件は、交通、つまり共同体を通じてのみ充足され得たので、この交通の形式的保護を必要としていた。ここでは復讐と自助に代えて法と組織が登場した。「永久ラント平和」<sup>(10)</sup>は、永久都市平和がすでに事実となった後にも、なお長い間あだな願いとどまっていた。

都市仲間団体が経済的共同体や法的で政治的な共同体へと編成されていくようになったのは、自然の流れとして、対外的な閉鎖が厳格であればあるほど、まずそこに現れた。都市区域は、経済的交通と平和な法という内部のオアシスを外部の砂漠の混沌から区別した。そして都市経済は自分の財布を膨らませるために、後に国家経済がその関税境界を利用したのと同じぐらいうまく、またそれ以上に、この境界を利用しようとした。だが囲われた共同体の経済的生活が發展すればするほど、自分のすべての生産物を販売し自分のすべての需要を充足させるのにもはや適さない狭い圏域は、この経済生活にとって不十分になっていった。交通が通商に上昇し、それにもなって利益共同体の領域が、続いて法的で政治的な結合がとつともなく拡張した。「全ドイツ商人組合 der gemeine deutsche Kaufmann」は、陸上海上の通商とハンザ同盟権を手にしていった。独伊の都市国家は通商大国へと開花した。

田舎はなお長い間自然経済の段階にとどまったままであり、後にもきわめて緩慢にそれを脱していったのに対して、このような諸事情がここでは貨幣経済への比較的迅速な移行をもたらした。それを通じて、財政的諸事情は、国際政策へも影響力を獲得した。こうした影響があると、私たちはかなり近代を感じることになる。例えば、マキャヴェリは、コシモ・デイ・メディチがベニスとナポリの反フイレンツェ連合国を包括的な信用操作を通じていかにして困窮に陥らせ、無血闘争を通じて講和を結ばざるを得なくしたか、を物語っていた。貨幣経済の完成は、新世界の開拓と搾取が開いた、貴金属のとてつもない流入を通じて可能になった。そして、いかなる拡張を利益共同体の理念がこのような経済的過程を通じて経験したかを、ガスパーレ・スカルフィ *Gaspare Scaruffi* の一五八二年の著作が示している。「貨幣及び金銀真正比率論 *Discorso sopra la moneta e della vera proporzione dell' oro e dell' argento*」。

このように、貨幣経済の完成とともに、すでに三百年前に複本位主義の問題と、金銀の間には法的手段によって変えられることのない「現実の」価値関係が存在しなければならぬという迷妄が登場していた。だが同時に、これは国際的利益共同体に依拠する協定によってのみ実現されうらうらうという認識も現れていた。なぜなら、そこからの当然の帰結として、スカルフィはヨーロッパに共通の通貨制度の設立を要求していたからである。かくして、貨幣経済へと熟したヨーロッパに光を見せた共通の経済的利益という意識は、今日の国際法に基づいて何とか充足されると考えられうるような要求を先取りしていた。

同じ時代と同じ経済的進化によって促されて、ドイツでも国民経済学の初期文献は通貨問題の回りをめぐっていた。だが、ヨーロッパに共通の利益という意味ではなく、王室の利益、成立しつつある領邦国家の利益という意味<sup>(11)</sup>である。そしてもちろん、経済的に孤立して政治的には絶対的な国家のこのような形成形式という辛い経験を、ヨーロッパ諸国民は、それらが今日の段階に到達し得たより以前に、経なければならなかった。絶対的で孤立した国家

は、最小集団の利害対立という封建的混沌を、はじめて都市と農村を統一するより大きな統一体へと組み合わせた。以前に都市がそうであったように、今日では国家が内部での編成を対外的閉鎖によって、つまり法的で政治的にも経済的にも、促進しなければならなかった。この国家は、莊園主たちの自給自足、経済的で法的な自立性を破壊した。そして、この国家がなかでも都市と農村間の経済的な利益共同体を、それらが対立しながら自らの需要を充足するために重なり合うように指図することによって、いかにしてうち立てようと試みたかは、注目に値する。都市が農村の農業生産物を必要としていたのは、自然なことであった。だが反対に、絶対国家は、農村が必要とする一定の営業と手工業を都市の中でのみ営んでよいとする事により、農村を都市と経済的に結びつけようと試みた。交通、「市場」は、都市的なものから国家的なものに、英仏のような国民的に統一された諸国では、国民的なものとなった。国家的利益共同体は封建的利害対立を押しつけた。それに基づいて、国法と国家組織が成長してきた。

国家経済の成立は、国家の成立がすべての世界国家的理念への対立を必要とするように、すべての世界経済の傾向への対立を必要とする。国民的意識の始まりにおけるように、再び国家的自己感情の始まりにおいては異質なものは敵対的なものとして現れる。利益共同体が孤立した国家の諸分枝にはっきりと制限され、外国に対して利害対立が強調される。それゆえ、経済的な国際性もないしそれに応じて国際的法もない。禁止と保護のなかに重商主義の理念は表現される。これによれば、他国のすべての利便は自国の損害であり、またその反対なのである。「好ましい貿易取引」というその理念は、現金の過大評価と結びついた国民的利害対立というこの見解の流出物に過ぎない。この過大評価は貨幣経済の相対的な新しさから説明される。共同体を探し出して促進することによって国民的利害対立を調停することに對して何れも原理的に否定しながら、この方向はむしろ、その販売が外国を利用するような対象の流入と、その獲得が外国を利用するかもしれないようなものの流出を、何れも禁止するに及んだ。そして、この禁止はせいぜい

高関税によって買い取られうる。高関税は、最近の国家経済が差し迫って必要としているものである。これに対応していたのは、けちくさい植民地政策と独占政策であり、これらの政策は、怯えも感じながら海上貿易と海運のあらゆる利益から外国を排除しようとする試みのものである。この点で、すべての方向の金字塔的表現をなすのは、イギリスの航海条例である。クロムウェルはこの条例を一六五一年につくり、復古的王政はその治世最初の数年においてこれを慌てて改正した。それによれば、すべての沿岸航行以外に海外輸入もすべてイギリス船に独占され、ヨーロッパ諸国からすら商品は、原産国船を別にすれば、イギリス船でのみ輸入が認められた。そのさい、原産国船にはさらに特別税（外国税 alien duty）が課されていた。国際的利害対立のかなり際だった表現や、それに応じて恒常的な経済的競争状態のかなり際だった表現は、うまく考えられ得ず、まさにここで、現代国際法の発展がどのような妨害を排除しなければならなかったかが見て取られる。

一面的な原理の極端な貫徹は何れも、それらが当時どんなに有効だったりどうしても必要であったにせよ、自身が転換し語義通りの破局に陥る芽を内包していた。重商主義、国家的閉鎖、そして厳しい利害対立のこの時代もそうだった。当時の経済政策の典型であるイギリスの航海条例は、その矛先を何よりもオランダに向けていた。そしてこの国オランダは実際、理論でも実務でも、対立する原理の祖国であった。確かに、全盛期のオランダほど、国土の規模や居住民の数と不釣り合いな世界的地位にあった国はかつてなかった。人口が密集しているにしても相対的にわずかな国民しか支えることのできない小さな領土が、世界最大の経済勢力と政治大国の基盤であった。だがそれは実際には、地球を包括する交易活動の本社であり集散地に過ぎなかった。偉大な重商主義者のコルベール Colbert は、世界交易に従事する二万隻の船舶のうち、五百から六百隻がフランス船であるのに対しておよそ一万五千から六千隻がオランダ船であると計算し、彼は国民として憤慨していた。この交易の民には、「一方の得は他方の損」という命題は

重商主義者が考えていたほどには疑いなき経済的真理ではない、という認識が自ずからわき上がってこざるを得なかった。オランダ人たちは、他の国民たちが自分の利益のために自分たちと交易を営み、彼らの側でもうまくやっていると考えていた。そのため彼らは、「売買においては通常両契約当事者が利益をうる」し、国民から国民への自由交易が実際に全員に適しているという洞察に至っていた。そのため彼らは自由競争の恵み、「好マシキ争イ *ayyaşın* <sup>(12)</sup>」を教え、人々が通商条約を通じて、航行、交易、そして寄港につき相互の自由を保障するよう要求していた。豊かさと偉大さを世界交易に基礎づけたこの国民に、最初に国際的な経済的利益共同体の認識が生じ、そして、「社会アル所法在リ」、ここに国際法の父、フーゴー・グロチウスが登場した。

フーゴー・グロチウスは、自分の祖国にとって自然必然的な自由交易の利益になるように、競争関係にある海軍国、とくにポルトガルの狭量な封鎖体制を、自由海論 *mare liberum*、つまり海上交易の国際的自由という説によって克服しようとしたが、彼はその際、自分がよきオランダ人であることを示していた。だが彼は、自然ト萬民ノ法 *jus naturae et gentium* という分野を設立することにより、この方向全体に広範な理論的基礎を与えた。この分野は、彼の学問上の弟子と後継者により完成されて、二世紀にわたり政治思想を支配することになった。こうした見方はその最初の根を世界交易国民の経済的な生活諸条件に有していたので、自然法と国際法は経済的に孤立した政治的に絶対的國家の体制全体に対する精神的反動へと広がっていった。國家的利害対立の狭量な強調に対して、人々は人類の自然的共同体へと回帰した。絶対的國家意思の全権に対して、人々は法と國家のより深い基礎を人間の本性に探求するようになった。そこからすべての法が流れ出る。その *appetitus societatis*、つまりその社交性の衝動が、個々人の意思の合致を通じて、つまり契約を通じて國家を初めて成立させる。それゆえ、この法は根本の部分では個々の具体的國家権力の存在から独立している。これら権力は、法により國家設立契約を通じて初めて形成されるか



らである。それが自然法である。そしてまさに、法はすべての人間の本性に共有されているから、法は個々の国家の狭い境界に結びつけられない。これが国際法である。ジャン・ジャック・ルソーは、政治的に最も徹底したこの方向の主張者であるが、これを広める上でも最も与るところが多かった。自然状態の至福性に関する彼の何とも激しい熱中は文化的人間すべての魂を、他ならぬこの文化をあらゆる災いの源だと呪詛していたにもかかわらず、征服した<sup>(13)</sup>。そして、経済生活の考察においても、この方向は重農主義と表現された。つまり、「統治の自然的体制は人類にとって〔よりも〕一層利益になる」という説である。

確かに、それにもかかわらず、封鎖とどまるところのない闘争という原理に対して、深い理由のある反抗は存在していた。だがご多分に漏れず、そのさい一方の極が他方の極に代わって置かれてしまった——両極端は相通ずというわけだ。茫漠とした世界市民主義は、すべての共同生活の真の基礎を、したがって国際的共同生活のそれをも見落としてしまう。それは段階をおって上昇する組織化である。そして自然への虚偽の狂信は、現存するものを改善しつくりかえることのできる唯一の力、つまり文化の無尽蔵の推進力を否定した。その拒絶に、つまり最も極端な後退に、一つの進歩が見えるといわれる。こうして人々は果たして首尾よく、国家の理想たるロシアのエカテリーナの専制とか、人類の唯一の亜門たる原始的な小農村などに到達することになる。だが、どんな幻影であれ、それを通じて、古きものは生き延びてきた、細心に護られてきた境界はあまりに狭くなってしまった、拡張された利益共同体は生命と形式を獲得しようと試みている、という普遍的な感覚が経済的にも政治的にも表現されている。孤立した国家は、絶対国家が法的要請をほとんど充たさないように、経済的要請を満足させない。ヨーロッパの一国だけが他の国よりも、公法の形成でも経済的発展でもはるかに先んじていた。そのためここイギリスでは、形づくられつつある諸国民の利益共同体に対する慎重な実践的認識を無定型の狂信が曇らせることははるかに少なく、ここではアダム・ス

ミスが国民経済学の古典的体系を、国際共同体、つまり世界経済の生き生きしたつながりのなかで構想していた。大革命の嵐は大陸で、移り変わった時代の新たな建設に対立する朽ち果てた残骸をきれいに片づけた。だが、法的及び政治的にも経済的にも、それは継続的な積極的形成というより妨害の排除を通じて、主に否定的に作用した。その偉大な息子であり相続人であるナポレオンは、確かにその侵略政策を通じて諸国家や諸国民を目覚めさせ、揺り動かした。だが、国際共同体の継続的進歩は、最後には普遍的な軍事独裁にしか至り得なかったこのような戦争による拡張の道にはなかった。それは決して国際的利益共同体の表現ではなく、フランスの個別利益とその軍事最高司令官に他の国民諸勢力を力づくで隷属させた。だが、それでもこの時期の大きな否定的作用も見落とされてはならない。それは多くの地域で停滞の完成を破壊し、生きることにも死に絶えることもできない古びた諸形成体をご破算にした。それどころか、それらに対する共通の対立を通じて諸国家や諸国民の連帯という認識を芽生えさせたのは、その——もちろん否定的なだが——貢献である。その表現は、この高波がひいた後では、大規模な、全ヨーロッパのウィーン会議であった。この会議は、現代国際法の新たな時代の始まりを示している。確かに、人々は政治のなかでは実に数々の観点のもとできわめて入り交じった感情を伴ってのみウィーン会議を考えることができ、統一と自由を求めて戦う諸国民の数え切れない罵詈雑言がこの会議の名に縫いつけられた。会議は疑いなくしばしば著しく道を誤りもし、忌まわしい目的のために誤用された。だが、それにもかかわらず、ヨーロッパ諸国家団体の発展にとってこの会議が有した永遠の意義が過小評価されてはならない。この会議で初めて、国家的孤立に対する全ヨーロッパ利益共同体の優位が、堂々たる消え去ることなき現象となった。すべての諸国家が組合わさり一つの姿をつくりだすことは、ここでは個別利害の問題ではなく、全国家の連帯した利益の問題と考えられる。すべての帝国と国家を超えて、ここで初めてヨーロッパという総体概念が成立したのである。このようにひどくまた由々しい失敗がここで行われた

が、基礎にある理念はこれを通じてその画期的意義を何ら失いはしなかった。そして、再び經濟的・必要性がそれにもかかわらず驅動力と強制力であった。「どんな犠牲を払っても安寧を」内外にもたらすという、メッテルニツヒと神聖同盟の後の政策全を導くこの唯一の原理は、そのものとしては原理の追求の仕方により、数え切れない人々にまつたく正当な嫌悪を引き起こした。しかし、どんな犠牲を払っても安寧をもたらそうとするこの努力は、ウィーン會議の作業すべてを導くライトモチーフでもあり、會議における国法と國際法の制定すべてを規定する契機であった。そしてそれは經濟的・必要性の拒否できない要請であった。途切れることのない不穩と戦亂の二十五年の後に、ヨーロッパ諸国民すべての經濟生活は、實際のところ、全力を經濟再生と發展に捧げうるために、安寧と平和を必要としていた。このことは、一定程度までは利害対立を押さえ込んだ國際的・利益・共同体の結晶核であった。このような基礎の上に自然の流れとして國際法の集約的な形成が生じてきた。ウィーン會議の國際法的提案は自由な内水航行の開放などのような經濟的・共通利益と直接に関連していたのであり、まさにこの提案は最も実りありまた最も継続的なものでもあることが証明された。ちなみに、會議はその目標のための手段を選ぶ際に数々の有害な失敗をも行い、果たしてそれは強力な反動によって報復される憂き目をみた。だが、どんなに破壊されても右の政治体制が本質的に人間の一世代全体を通じて支配を確保できたということは、安寧というその基礎原理の經濟的・必要性によって説明される。

この時代に經濟生活は力強く發展した。需要もその充足手段も無限に増大した。經濟的指導国であるイギリスで一八一五年から一八四九年の時代に人口が四七パーセントほど、輸出の価値も六三パーセントほど、不動産の価値が七八パーセントほど、動産の価値にいたっては九三パーセントほど上昇したが、このことをみれば、そこに右の發展の特征的な——もちろん最も輝かしくもある——像が存在している。今世紀を十年ごとに区切ってもほとんどその各々に生産や交通の新たな手段や方法とか、それにともなう進展する、諸国民すべての經濟的・利益・共同体の擴張がなさ

れている。なお繰り返し、時折利害対立が勃発するとしても、それらはこの共同体の力強い諸要因をもち取り除くことはできない。国家経済の上に世界経済がしつかりと丸天井のように広がり、この経済の生活諸条件は国際法により強制力をもつてつくりだされ、その現実的な意義は、孤立した諸国家の時代にはまったく依然として発展した世界経済が対応していなかった旧き自然ト萬民ノ法の要請よりもはるかに大きいのである。社会の経済的な生活諸条件が無数の点で国際的に共通のものとなり、たとえばインドやアメリカにおける穀物不足が全ヨーロッパにおける価格形成に影響を及ぼし、アルゼンチンにおける恐慌によって地球全体の金融状況が多かれ少なかれ巻き添えを食うようになり、右の生活諸条件の法を通じた形式的保護は、国境にまったく止まっていることなどできなくなっている。

今日では、都市経済の midpoint としての都市の市場が都市法を生み出し、国家経済の midpoint としての国家市場が国法を生み出したように、国際経済の midpoint としての世界経済は国家間法、つまり国際法を生み出した。

今日の国際法のこうした現実的実践における温床は、同時に世界市民的な夢想や蒙昧から国際法を守っている。旧自然法は経済や政治が未成熟であった時代にいとまたやすくこれらに陥ってしまった。世界経済とは、個々の国家経済や国民経済の否定ではなく、共通の部分をもとめ上げるに過ぎず、その下には特殊なものに依然として十分な余地が残っている。経済的利益共同体にでき、またそれが望んでいるのは、利害対立をぬぐい去ることではなく、くい止めることだけである。そして同じく今日の国際法は人類の原子化を課題と考えているのではない。人間の社会化の力強い進展は現代諸国家の強固な組織化の中にはつきりと示されているのであり、それを何かの手段で後退させたり弱めたりするのは、決してその理想ではない。むしろ私たちはこの国家組織の中に、国際共同体のしつかりとした不可欠の基礎、自然必然的な有機的構成と、それとともに国際法の必要条件を認める。国際法は、組織化されず区別のない原子群、個人の群としてではなく、それらが国家によって組織化された多様な状態として、人類をみている。国際

法は、人間共同体の差し当たり最も高度なこの組織をまさに基礎として立てられている。国家によって組織化された社会の生活諸条件はその物質的充足のために世界經濟を必要とするが、國際法はこうした条件を保護する法的形式である。

今日の國際法源と學問的に総じて呼ばれているのは、慣習と條約である。<sup>(14)</sup> だが、後者の承認に対しては、法律行為としての條約は法そのものの存在をすでに前提にしている、つまり、法源ではあり得ないと考えるのが妥当だという異論が向けられている。國家間條約に関する旧自然法の説に反対していたのと同じ論拠である。確かに、法そのものは決して契約によって無から生み出されはしない。なぜなら、この契約そのものは、その拘束力を初めは——つまり外的強制の組織がおよそ欠けている場合には——利益共同体からのみ生み出すことができるからである。そして結局のところその内的に作用する強制が、すべての法の唯一の創造者である。社会アル所法在り。利益共同体が法の最初の源である。このことはすでに詳しく考察された。だが、共同体を通じて成立し、そこに生きる法の定式化、具体的制定、つまり実定化の最も原始的で自然な仕方は、何れにせよ契約である。そしてそれは、共同体がまだ立法権力の組織化にまで進歩していない限りは、法の明文の制定に唯一の形式である。諸人格の意思力の境界設定、つまり法は、共同体を通じてその生活諸条件の形式的確保のために生み出される。だがこうした境界設定が高次の組織化された統一体によって法律の形式で個々の点で行われるまでは、明示的な対立的境界設定という自然的な形式としては、内的な經濟的必然性によって強制された意思の合致、つまり契約が提供される。その限りで社会契約に関する旧自然法の説も、個々の細目では行き過ぎや歪曲が加えられているにせよ、正しい感情が基礎に置かれている。このように、國家法の始まりも、無数の「盟約」のすべてや、最も有名なその種の行為であり立憲主義國法の礎石と見られることの多いマグナ・カルタのように、たいていは契約の形式をまもっていたと考えられる。今日もなお、憲法への宣

誓がいわば君侯と国民間の契約における最も儀式的な確証として要求されるところに、こうした見解の余韻は国法に残っている。国際法は依然として完全に、立法権の組織化が欠けている段階にある。個々の国家の上に立つ高次の統一体によって発布さるべき法律による実定化の形式はこのように排除され、そのため国際条約がそれを明文で定める唯一の形式である。もちろん、その本来の源ではないが。この源はむしろ諸国民と諸国家の経済的利益共同体であり、これはそれらの意思力に境界設定することを通じて形式的な保護を要求し、形成するのである。だがその明文の制定は、自分たちの経済的共同体を意識し、それに応じて法的な共同体を意識する諸国家の意思の合致、つまり国家条約を通じてのみ、このような境界設定を維持することができる。(15) それゆえ、国際法の最近の発展段階に対応して、国際的な国家条約がその本質的な現象形態になっている。

それと並んで、条約によって明文で確定されず、このような制定をしばしばもはやまったく必要としない国際法規範の広範かつ重要な領域が存在する。ここにはまったく直接に、経済的利益共同体の法形成的有効性が示されている。人々が国際慣習という概念のもとに共通にまとめているのは、何より国家間交通などの一定の規範と形式であり、これは確かにこうした範疇に属しもあるが、その内容を汲みつくしてはならず、そのため簡単にこうした意義深い諸現象の過小評価に陥ってしまう。国際法は——私の右の定式化によれば——その物質的充足に世界経済を必要とする、国家によって組織化された社会の生活諸条件を保護する法的形式であり、個々人に自分自身の利害という強制力を通じてより大きな共同体への帰属を指示するような諸関係からおおよそ流れ出るすべての帰結は、そこから生ずる。明文に定式化された法と並んで、信義と誠実がその核心をなす、黙示の承認を受けた法が発展した。商人間の取引、特殊には証券取引所では、言葉そのものだけが法的拘束力をもっており、信義誠実は現実の法的強制を行使する。これは右のような共同体の外部には見られないものである。このことは、右の圏域にある例外的な細やかな道徳

的神経によるのではなく、強制力のある経済的欲求に依拠している。つまり、個別利益の充足を共同体内部でのみ可能にし、その結果として信義誠実の尊重を利益共同体の保護として即座に強制しようとする欲求である。国際的諸国家共同体でも事情はまったく類似している。この欲求の高まりとともに、各個別国家は自分の社会の生活諸条件を充足するためますます世界交易に依存し、そしてそれに応じて国際的利益共同体の意識がますます強まってくると、各国の利益にとって国際共同体に帰属しておくことが一層不可欠になり、各国に対して、右の共同体が依拠している信義と誠実の尊重は一層強制的な力を及ぼすようになる。ここに何より、内的な経済的強制があり、それが——外的な組織化された強制が欠けているので——国際的国家間条約の法的効力を保証する。国際世論へのいわゆる道德的な影響は、実際のところ最後には、自己の利益に関して必要な利益共同体への服属というこころしい強制に還元される。特殊には、現代の国家経済が、商人が自分の仲間たちの共同体に依存しているように、世界経済に依存している点がある。つまり、現代国家に不可欠な国際的信用である。だがこれは、その言葉がすでに示唆しているように、共同体の信義と誠実に根を下ろしている。そして国家信用の現代的形成は、国際交易とその事務所、証券取引所、銀行にこの信用の充足を結びつけており、これらを国際的利益共同体とそこから流れ出る国際法の並外れて効果的な保証と思わせている。

この有効性は、国家間条約のなかで明文をもって確定された国際法を尊重させる内的な経済的強制につきるものではなく、条約のなかで明文をもって取り決められてはいなくとも、同じ強制を実定国際法として作用させる直接的規範を生み出す。一つの例がこの点を具体的に説明しているように思われる。それは、すぐ右に触れた諸事情と直接に関連し、同時に前で考察したことと結びついている。右で国家経済の成立と自然経済から貨幣経済への移行との関係に言及し、並びに、通貨問題が国民経済学の文献で最も初期に扱われた対象であったという事実に触れた。決定的な

観点は、孤立した国家の時代には自然の流れとして個々の国家の個別利害と外国との対立であった。そしてすでに当時、利益共同体への服属、つまり正確で信用できる貨幣政策が個別利益をも最もよく促進するものだとして推薦する意見はなくなかったが、なお未発展の世界経済による強制という後ろ盾はこれら意見にはなかった。そのため、絶对的な孤立した国家はほとんど自分が安らかに息を引き取るまで、財政的窮迫における打開策のためにとりわけ好まれる手段として、悪貨の鑄造を利用してきた。変造という優秀な手工業は、有用な国家収益特権とみなされていた。道徳的に見れば、人々はもちろんすでに当時から、これを過度に立派なものとは見ていなかった。だが窮迫事態に至れば、このような良心の呵責を政治はいつも乗り越えてきた。国ノ安寧ハ最高ノ法ナリ *salus republicae suprema lex est*。そして、それは苦境にある国家の個別利益に現実に役立つと、人々は世界経済と国際信用のなお未発達の状態では錯覚していた。かくして国家の側での悪貨の鑄造にまだ違法性はなかった。なぜなら、道徳的感覚ではなく、経済的必要性が法に効力を与えるからである。なおフリードリヒ大王が七年戦争の財政窮乏に際して、価値の低い通貨を鑄造することにより、対策を試み、つまり、それが「内密に」と「外国には」とはつきり称していたように、この点の特徴的である。ここにはまったく素朴に、国際対立の理念と国際交易の未熟性とが表現されている。まだ今世紀のはじめには、プロイセン国は戦時窮乏の帰結に際して同じ手段に手を伸ばしていた。当時、一八〇〇万タラー分の悪貨グロッシエン銀貨が流通しており、それがひどい悪貨だというのは、一マルクの純銀貨から一三と三分の二タラーに代えてきつちり二タラー分が鑄造されていたからである。だが当時すでに、いかなる事情をそれが「内密性」と「外国」へ向けられた反発とともに有していたかは明らかであった。内密性にもかかわらず、外国はこの貨幣を受け入れなかったし、秘密裡に軽量化されたグロッシエン銀貨は止まることなくプロイセンへと環流するか、やむなく従順に国内に止まるかした。この国内ではこれが止まったところで人々はまじめに暮らしを立てるの



も実際のところ容易にはならなかったのだが。このようにすでに、右のような仕方では利益共同体を犠牲にして個別利害を促進するのは、経済的に見て不可能であることが明らかになっていった。世界経済と国際信用の発達は、今日では右の不可能をなお本質的に増大させ、ここでも諸国家と諸国民のこうした生活諸条件を保護するために法形式を生み出した。国際共同体の部分たる各国家は、自国の通貨秩序が表向き与えている内実を自分が鑄造した通貨に与えるよう義務づけられ、国家による「内密な」悪貨鑄造は、私人による通貨偽造とまったく同じく違法であるということをも、人々は今日の国際法の法規として問題なく断言できる。それは、条約によって協定されていなくとも、国際法規範である。そして個人々の通貨偽造は国内法違反として国家権力の外的強制を通じて罰せられるので、国家による悪貨鑄造には国際法違反として世界経済の利益共同体による内的強制がほとんどより効果的といつてよいほど対置されている。法に反して行動する国家は、その信用の動揺と罪体〔犯罪の要点〕*corpus delicti*の反発を通じて、自らかひきおこした損害以上のものを被らねばならないからである。今日の国家は、その通貨関係につき以前から不明確さと不確実さに苦しみ、いわゆる外国為替規制を自己の利益にとって経済的に必要なものであり、国際的共同体の一分枝だと感じているが、それはこれとの内的関連がなくもなく、同じ衝動力から流れ出している。

現代社会の経済的欲求すべてを充足するには、世界経済、国際交通が必要とされる。そしてその基礎的前提は、外国における個人的交通の可能性である。それに応じて、外国で自国構成員の人身と所有を法的に保護することが、国家的に組織された社会の生活諸条件の一つであり、この社会は、この国家組織を自分で、つまり国内法によって充足することはできず、その保護はむしろ、それをなす自分の能力をこの国際的利害の国際的共通性からつくりだす国際法の任務である。この利益共同体が意識されるまでは、これに対して国際法的保護も存在しなかった。原理的に外国人は敵であり、そのため法律の保護を受けていなかった。まったく自然な成り行きとして、この原理の突破は、まず

明文の規約を介して、つまり条約によってのみ生じた。禁止制の狭小さ、つまり孤立した国家の狭小さから、こうした拡張は苦勞の末に獲得された。ここでも今日と同様、半文明化した国民や未開の国民のもとでは、ある程度まで外人の無権利性という想定が成り立ち、そして条約の明文の規定に対立する限りのみ、右の原理は法のそれに屈していた。だが国際的利益共同体が強まり、それに対応する文化の総体性が水準化をもたらすようになればなるほど、条約は、今日では明文で確定されなくとも国際法であるような諸規定からますます解放され得るようになった。文明化した国家間に結ばれる今日の条約を、重商主義時代のそれや、依然として今日でも文明国と半文明化した国との間で結ばれるそれと比較してみれば、前者には欠けており、その違反はここでもなお疑問の余地なく国際法違反とみなされるような数多くの規定を、後者の中に見出すだろう。国際的交通の最も基礎的な前提は、かつてははっきりと取り決められていた。たとえば、いわゆる降伏にさいして東洋の諸国とともに考慮された、使節にさえ認められる宗教的慣習の自由とか人身と所有の法的保護の保障を考えてほしい。その際にしばしば、連帯よりも利害対立が表現されているのは明らかである。たとえば、このことを特徴的な例として示しているのは、一八二八年にロシアとペルシャ間に結ばれたトルコマンチャイ条約である。それは就中、ペルシャの支払不能に際してロシア臣民の要求が他に先立って清算され、完全に支払われなければならない、と規定していた。今日では少なくとも文明化された国家間では、経済的利害の連帯性が国際的法共同体をも生み出しており、それがこのような協定を不要のものとして廃止している。そのためここでも再び、条約法と並んで存在し効力を有するような一連の国際法規範が見られるのである。

大部分、これらの法規範は個々の国家の自律的立法に承認を見出し、その限りで、人々は国家的立法をそれらの源と、右の規範をただ国内法の流出物とのみ見なすことにより、たいていは技術的にそれらを国際法とは見なしていなかった。だがまさにこの点に輝かしい国際法の勝利がある。国際法は国家組織とその自律的立法の強さを国際的利益

共同体の内在的強制を通じて利用可能にするからである。右の法規範の源が国家的立法であるというのは、國際法が他の諸規範にとつては國際的条約であるべきだという意味に他ならない。つまり換言すれば、国家的立法は國際条約と同様に、その本来の源と形成的衝動力が國際的利益共同体であり、世界經濟的交通の欲求であるような法を實定化する手段に過ぎない。国家は自分を國際共同体の分枝だと感じ、認識することにより、またそれ故に、国家は右の國際法諸規範を自分の立法を通じて明示的に承認している。確かにこれら諸規範はそれを通じて同時に国内法に編入されるが、他面でそれらの國際法たる性格が剝奪されることはない。なぜなら、それらは孤立した国家の一面的な措置と考えられることも理解されることもなく、むしろ諸國家の形式的保護を目的としてそれらを拘束する利益共同体の産物、つまり國際法と考えられ、理解されているからである。

それに応じて、さしあたりかような國際法規範の国家的立法による承認が國際条約によって保障された互酬性に依存させられるようになった。だが國際的利益共同体が世界經濟的交通の強化が進むとともに一層緊密の度合いをましてくるにつれ、双務性をはっきりと協定しておくことがますます度外視されうようになった。というのも、双務性は本質的に經濟的利益共同体から——個々の点での相違を損ねることなく——國際法規範として暗黙のうちに生じてくるからである。このような観点のもとで特に外国人法がいかなる進歩を今世紀の二世代間になしてきたかは、法律の一節が二つただ並べられれば最もよく描き出されうる。今世紀最初になされた最も成熟した立法作品であるナポレオン法典は、その一一條で次のように規定している。「外国人はフランスにおいて、フランス人が外国で協定を通じて保障されている市民的諸権利を享受する」。そして一八六六年のイタリア王国民法典は、その一條三項で次のように簡潔かつ適切に述べている。「外国人は國民と同じ市民的権利を享受する」。そこでは、条約により双務性が確定されるというきわめて臆病で小心な比較考量については、もはや論じられていない。むしろ、人々は何より私法におけ

る、つまり経済的利益にとって最も重要な法領域における外国人と母国人との等値を、世界交通の生活条件に基づく国際法の原理と認めている。この原理を国際共同体の構成員は罰を受けることなく（つまり何より厳しい経済的損失なく）ないがしろにすることはできない。双務性はこのように、条約がなくとも自ずから国際的法規範として生じてくる。同時にこの例から、国法の右の規定は国際法的原理の一適用に過ぎず、そのようにしか理解され得ないということが、実に明瞭に見て取られるのである。

もちろん、かつて見られた外国人の原理的な無権利性の残滓は、国際法を依然としてわずかながら制限しようとしてきた。つまり、追放である。それは、国際的外国人法の最も困難であるが故に、最も弱い点をなす。その完全な廃止は、経済的理由からも法的理由からも、望ましくもなければ実現可能でもない。国際法の促進が無定見な世界市民主義と混同されなければ、国家が、一定の場合にその部分の総体利益を外国人の敵対的な個別利益によって損なわれないように、このような極端な手段を断念するよう要求したり期待したりされ得ない。だが他面で、法的枠に拘束されない恣意を通じてこのまったく両刃の手段を適用して法的不安定性が生み出された。これは社会の生活諸条件の形式的保護という法の職務と一致しない。この職務を法はここでも、諸人格の、つまり追放を欲する国家とどまっていたい外国人との意思力を限定することによってのみ、果たしうる。追放権限が無制約に運用されているのに対して、国際世論が憤慨して反応するなら、これは、国際的経済利害がそれによって侵害されるという事実に関する「道徳的」表現に過ぎない。追放する国家自身の構成員によるそれもなくもない。そしてここに除去対策を講ぜさせる強制がある。ドイツにいる私たちはさまざまな例を求めて遙か彼方へとさまよう必要はない。なぜなら悪しき例はすぐ手元にあるからだ。そしてここでも再び経済的欲求が法形成の必然的な出发点である。経済的にみれば、自分の居住国の市民権を獲得していない者が皆外国人だというわけではない。むしろ、滞在に結びつく経済的利害は、滞在国と

外国人との關係における本質的な區別を基礎づけている。この區別とは、右の經濟的利害を恣意に代えて法規範により、それに応じて保護するよう命ずるものである。そして再び、追放を法的に規範化しようとするこの欲求は、およそ外国人の法的地位に関してたった今示されたように、個々の國家の個別利益ではなく、國際的な共通利益である。明示にせよ暗黙にせよ、そこでは当然、國際的・双務性が基準となる。というのは、それは世界交通の利益共同体の表出だからである。それに応じて当該諸規範は、この双務性が条約を通じて協定されるか、それとも自律的な確定に際して國際的利益共同体の最後には避けがたい帰結として承認され期待されているかにかかわらず、國際法的・性格を維持する。後者の仕方では、二つの小國が他國に先んじて見事で範となる例を示した。デンマークは、一八七五年の法律で外国人に二年の滞在後居住權を認め、ベルギーは、一八八五年の法律で、帰化がなくとも追放を命ぜられることのない者につき五つの範疇を少なくとも提示して、恣意をある程度制限した。後の時代に多くの大國に追放の無制限な運用の結果としてもたらされた經濟的損失は、ここでも經濟的欲求がその法による形式的保護を強制し、文明化した諸國家の自律的立法を、世界經濟的交通の生活諸條件から流れ出る國際法の要請を實定化するために利用するだろうという確信は、確かに正当だと考えられる。

ここで主張されている見解によれば、國際條約と並んで自治的な國家的立法が國際法規範の實定化に仕えうる。この見解は——その實際の有効性に関するこれまで持ち出した例によるのを別にすれば——、國際條約も通説によれば、それが對内的に國家法律として妥當し、効力を有するところに、その形式的な法的力を見出すという原理的な考量によっても支えられる。ところで、すでに示したように、法の實質的源はいかなる場合も共通利益を保護する經濟的必要性なので、二つの實定化形式について唯一の區別は、一方の場合は特定の個々の條約國間で就中條約の合意を通じて明示的に確認がなされ、それによりはじめて間接的に個々の條約國の立法が着手されるというところにある。

これに対して、もう一方の場合には、世界経済的交通から帰結する利益共同体は、まさに個々の国家の個別利益が右の共通利益の承認を求めているために、国際法に基づく集団 *Familie* の個々の構成国にとっては、その立法にすぐ着手させ、当該諸規範の本質的に類似した一般化の保障を自ら担うにつき、十分に明瞭かつ説得的である。それにそのまま対応して、国際的利益共同体の親密さと強さが高まるとともに自律的立法による国際法の契約を通じた実定化は数多くの点で負担を軽減される。自律的諸立法が国際的に接近していった結果として明示的な協定を必要としなくなるようなこれらの題材に代えて、およそ国際法がまだそこまで手を伸ばしていなかったような新たな題材が現れてくる。条約は更に踏み出し、自律的立法がゆっくりとではあるがだんだんと効果的に条約の後を追ってきた道筋をたどっていく。

これまで考察してきた諸事例では、自律的立法によって確定されていたのは、その基礎理念では国際的に共通の法規範であったが、個々の点ではさまざまに異なる形をとっていた。等しい原理を承認した上でそれを執行する段では、つまり外国人法と追放に関して、まったく広い余地が個々の国家自身に開かれていた。そのため、同一の実定法が国際的妥当性を獲得し、形式的にはさまざまな国家権力による制定と見なされるにせよ、実質的には国家の違いはあれ同一であるとすれば、それはこの形成が並外れて充実したことを意味している。こうした状態は、当該諸国の以前の政治的關係に還元されるような場合を抜きにすれば、そもそも国際法の現代的形成に対する本質的な衝撃を与え、それにたえず豊かな土壌を提供してきた領域、つまり交易の領域にしばしば見いだされる。ドイツ一般商法典と個別には手形法 *Wechselordnung* 並びに商法 *Code de commerce* は、わけでも手形法に関する諸規定については同じように、今日すでにこの意味で広範に国際的に通用している。そして個々にまだ存続している法的相違は相対的にわずかであり、他方で利益共同体の水準化力と経済的な交通の欲求は顕著であって、法共同体を完全に貫徹さ

せるにつきここにはもはや何の克服しがたい妨げもなく、そして国際法は、自分がほぼ三世紀にわたり凱旋してきたこの領域で、最初の国際的法典化という勝利を確実に期待してもよい。

それに応じて、自然の成り行きとして国際交通という等しい欲求が最大の国際的な法的平等性を必要とし、それを可能にするのは、まさしく商法や手形法の領域なので、国際通商条約は国際的利益共同体と国家間の利害対立との絶え間ない闘いを忠実に反映した像を示している。これは、確かに文化の進歩は利益共同体の拡張と深化にあるが、他面<sup>(16)</sup>で利害対立はこの進歩がどんなにあろうとも取り消し難く存続し続けるという真理の認識にとり、文書資料を提供する。右に利益共同体の増大の帰結として示した、国際的法共同体の成長による条約の負担軽減は、国際交通の最も基礎的な諸条件が規範化される「通商、通航、友好条約」という包括的形式が、今日では本質的に半文明化された諸国民や文明化されていない諸国民に対してのみ必要であり、国際法に基づく集団の構成国間の通商条約は、本質的に別の問題に限定されている、ということに示されている。だが、何より関税率がその核心をなすこれらの問題は、利害対立の闘争を常に新たに誘発する顕著な傾向がある。自由交易の諸原則は、すでに数世紀前に経済の隆盛期にあるオランダで宣言されたものだが、これらは今日もなお、文化的世界の共通財となるにはほど遠い。それらに反対して、「国民的活動の保護」を求めるよく知られた叫び声が繰り返し鳴り響いている。そして、高度に発展した交易国民の利害がそのまますべての国民経済的發展段階に一般化され得ないということは、否定されるべきではない。ここは、自由貿易が保護関税かという最大の争点をどのみち考察する場ではない。だが、この領域ですら利害対立の強さにもかかわらず利益共同体の理念に基づく法の理念が進歩してきたさまは、指摘しておきたい。一般的な封鎖の時代、理論と実務で重商主義が支配していた時代を振り返れば、この点が最もよく素描される。当時人々は次のような考えに基づいて行動していた。つまり、どんな事情があれ、ある国の利得は他の国の損失で

あり、そうならざるを得ない、と。そして人々が通商条約を通じて外見上は恒常的な経済の危機状態を遮ったわずかな場合にすら、条約相手国——とはいえ人々はいつも敵対国と見ていたのだが——をできるかぎりペテンにかけることが主要な課題と見なされていた。しかり、他人の不利益こそ自分の利益と考えよというわけである。孤立原理の支配下では、条約の締結すら闘争手段となった。利益共同体の意識がないように、国際法の意識も当然に欠落していた。もちろん、この近視眼性はたいへい経済生活に内在する法則に即して報いを受けた。これら法則の優越した論理は、人間の制限された論理を正しい道へと徐々に強いていった。一例を挙げれば、一七〇三年にイギリスの代表だったマシュー卿はポルトガルと通商条約を成立させた。この条約はこの抜け目のない交渉者に大きな名声をもたらした。なぜなら、彼はポルトガルの自分の条約相手方を首尾よくごまかしたと称していたからである。数十年経過し、一七八二年になつても、あるドイツ人はこのマシ・ユ・条約について賛嘆しつつ次のように書いていた。<sup>(17)</sup>

「ポルトガルは織物と羊毛マニユファクチュアを建設した。そして自国の羊毛はスペイン産に品質や細かさの点で大して劣っていなかったし、宮廷は企業家を支え激励したので、これらのマニユファクチュアは、あらゆる期待を上回る進歩を遂げた。すでにすべての外国産の織物と織機は禁じられていた。イギリスのマニユファクチュアはこの帝国で従来すでに相当の売れ行きを手にしていたので、イギリスは交渉では全力をあげ、手練手管を尽くして、自国の利益のためにこの禁止を廃止させ、自国の織物と織機を排他的に導入させようとした。送り込まれた交渉者は主に次のような誘因を用いた。つまり、イギリスは右の優遇に対してポルトガル産ワインにフランス産ワインに対する優遇を与えるつもりである、と。彼はポルトガルの大臣に、イギリスが自国の利益のために望んでいた、ポルトガル産ワインの輸入と消費を優先的に優遇する本来の原因を隠していた。イギリスはフランスに対して圧倒的に自国に不利な交易収支決算を有し、それを自分の側に誘導する手段を自力では有していな



かったので、フランスの産物、ことにワインの輸入をできるだけ阻止し、減少させ、制限する必要があった。そしてフランス産ワインはポルトガル産よりもはるかに高価だったのである。だが、イギリスの大臣は、ポルトガル産ワインに関する輸入課税権 [Eingangrechte] を下げればポルトガルの商店と輸出の大きな優遇になると見せかけ喧伝しようとし、そのかわりにイギリスの織物と織機をポルトガルに導入する許可を獲得した。なぜならそれは他の国々には禁止されたままであったからである」。

だが、あまりに鋭利な刃はこぼれやすい。最後にイギリスは、欺かれたペテン師となった。なぜならポルトガルは賢明にもイギリスのマニユファクチュアに対する優遇を自分の植民地には拡張せず、母国の小さな販路のみをイギリスのマニユファクチュアに開放したに過ぎないが、他面でイギリスのフランスとの交易はフランスによってとられた復仇の結果としてますます厳しい苦境に陥ることになったからである。そして後にイギリスが一七八六年にフランスとも通商条約を締結するに至ると、まったく不愉快な経験がこうした方法全体に対応した差別関税制度によってもたらされた。つまり、まずフランス産ワインには、従来ポルトガル産のみが享受していた低い関税率が保障されねばならなかった。だが、マシユール条約はポルトガルにそのワインにつき三分の一の低い差別税率をとかく保証していたので、ポルトガルにはそれに対応して再度引き下げが行われなければならなかった。その結果として、イギリスはこうしたやり口の何とも厳しいコストを負担しなくなかった。同じ水準の経済政策的な賢明さを示していたのは、一七一三年のアシエント条約である。これによればイギリスは毎年一定トン数の商品を積んだ船舶を他国には厳格に閉鎖されていたスペインのアメリカ植民地へ送ることが認められた。それにはもちろん膨大で稔り多いかさまと密輸が結びついて<sup>(18)</sup>いた。

先祖返りによって惑わされることさえなければ、こうしたみみっちい手練手管から今日の関税条約まではなんと隔

たっていることか。右のような奸計は張本人にとって役に立たないばかりか損になり、世界経済的交通が強さと広がりを高めているので、通商条約はその本質からして利益闘争の武器ではなく、利益共同体の流出物であり、そのため条約の中に利益共同体を基礎に成長してきた国際法が確定されており、その無視は国際的共同体への帰属と相容れないという認識をもたざるを得なくなってきた。そして世界交通が諸国家と諸国民を互いに近づけてきたので、通商条約においては今回の当事国だけでなく、国際法に基づく集団の全構成国からなる利益共同体が問題になるという認識が、ますますねばり強く主張されてきた。当事国の一面的な利益をはるかに超える、通商条約のこうした効果は、最惠国待遇に国際法的表現を得ている。これはかなり古いラテン語の契約書にいう、「現在ト将来ニワタル最上ノ友人達 *amicissimis praesentibus et futuris*」と条約相手国を等置するものである。この制度は、特に今からちようど三〇年前にはじまった通商条約全盛期以来、ほとんど一般に受け入れられてきたが、この制度を通じて国際的通商条約の法は包括的な体系に発展し、この体系が多様に枝分かれしながら国際共同体のすべての構成国を拘束している。好ましいことに、利益敵対性の狭隘な見解が表現されている差別関税のシステムとは明らかに反対に、最惠国待遇の原理は、現代世界経済の、国際共同体全構成国の連帯性の産物である。右に描いた国際法の発展過程によれば、まず個々の条約で協定されたことが更に自律的立法を通じて一般化されたのだが、この過程がここでも妥当するのはこの原理のおかげである。たとえば、最惠国待遇条項を顧慮して個々の条約で協定された低い関税率が即座に「各構成国による」自律的な一般税率に組み込まれるというのが、すでにドイツ関税同盟の実務であった。もちろんこの原理は、この世のありとあらゆるものと同じく、陰の面をもっている。だが、それが世界経済的利益共同体を通用させるよりよい手段によって置き換えられていない限りは、今日きわめてしばしば見られるように現代の通商条約のシステム全体に対して刃向かったところで、継続的な成果は授けられもしなければ、期待できもしない。世界経済的利益共

同体はあまりに強い内在的強制を行使しているので、敵対的個別利益は、孤立した国家というよき古き時代を継続的に再生させる余地はないと思われる。そして最恵国待遇は、その最良の正当化を、反対 *in e contrario*、人々がその対立物である差別関税により被ってきたし、繰り返し被ると思われる経験に見出す。

ここで考察した経済生活に奉仕する国際法の発展は、繰り返し見てきたように、国際的交・通と密接な関係にある。そのため、この発展過程全体、交通の欲求が及ぼす圧力の強さに関する卓越したバロメータは、交通の大規模な媒体の形成と同時に交通の寵児の形成、つまり郵便とその付属物や鉄道・の設立である。ごく手短に、それらの歴史からいくつかのわずかなデータを取り上げて、国家的に組織化された社会の生活諸条件が、ここではいかに明白に国際的共同体を通じてのみ充足され、国際法を通じてのみ形式的な保護を得られうるかを具体的に説明しておきたい。

前世紀の中葉に有能なユ・ス・テ・イはウィーンで嘆き訴えていた。親しいインテリに教えを授けるのに数枚の印刷全紙を送れば、そのために、すでにこれらには弁償責任のため前納がされていたにもかかわらず、自分は一ターラーとか二グルデンの郵送料を支払わなければならなかった、と。これはもちろん、生き生きした交通の悪しき妨げであり、これを当時の国家経済は国庫収入にまったく劣後させていたのである。フランスでは、革命期の間それどころか、手紙の郵送料を金持ちの贅沢な支出として「大散財」させるといふ賢い考えが出てきた。手数料がわずかであった頃に、一七九六年をもって二と二分の一フランから一〇フランと定められた。もちろん、その結果、まるで収入が途絶えてしまい、これに対して即座に再び六スーから一八スーまでに値下げされたのである。経済的に未熟な時代だからこそ、見通しの立たない実験が行われるにとどまっていた。一八二四年のプロイセンの条令もまだ、郵税率をプロイセン国内では一ターラーまでとしていた。徹底した改革は、経済的に発展した国、イギリスから始まった。ここで改革はロウランド・ヒルという名前に結びついている。一八四〇年にそこでは手紙の郵送料は、たとえば普通の手紙は

ロンドンからエディンバラまで四二ペンスから一ペニーへと下がるというように、一挙に値下げされた。だが、この出来事は大きな貢献であったものの、理想的な状態はこの国の一方的な措置によって達成され得たわけではない。それは、右の改革の結果としてイギリスの郵便の収入が被った大きな損失に数的に示されている。一八七二年にはじめてイギリス郵便は再び一八三九年の状態を獲得した。だが、それ以来、著しく上昇したのである。なぜならそれ以来、人々はこの領域の規律に対するしつかりした基盤を見出したからである。ここで何よりも問題は世界経済的交通の国際的欲求であり、このためもあり、その充足は国際法を通じてのみ保護されうる。これは実際に起こった。一八七四年に二一の国家間でベルンで締結された一般郵便連合は、一八七八年にパリで万国郵便連合に拡張され、今日では五〇の国々が属しており、事実上国家により組織された人類全体が相当程度まで属していることになる。経済的必要性の法形成力は、万国郵便条約の画期的な第一条に記念碑を記している。「全条約国は、万国郵便連合の名をもつ唯一の郵便圏域を形づくる」。そしてここでは、個別利益をこせこせと衡量したり小心翼翼と打算するかわりに利益の自然的共同性が押し出されている今日の国際生活の特質が繰り返り返し強調されているが、これを特徴的に示しているのが条約九条であり、それによると連合構成国の間で決算はなされず、各国は受け取ったものを保持するのである。

万国郵便連合に表現されているこのような交通の力強い増大は、蒸気機関を利用した強大な新しい交通なしには考えられなかった。だが右の保護はもちろん国際法規範を通じて実現される。たとえば神聖ロシアは、自国の鉄道が外国と異なる軌道をとる孤立することにより、とりわけ賢明に行動していると信じていたが、それは、世界交通の今日の段階では古い孤立原理の交通状態を適切に示している。これと全くかつ好ましく対立して、ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、そしてスイスは、つまり、はるかに広いその他大陸諸国の領土の大部分は、一八八二年と一八八六年のベルン会議で鉄道の運行用機材の技術に関する最も重要な規範すべてを国際法的に規律するよう合意し

た。それと並んで一八七八年以来、実りある努力は、經濟的にははるかに重要な商品運送法の國際法的規律に向けられた。こうした努力は、まさしくこれらの日々<sup>(19)</sup>にそれが完全に實現されそうな顕著な進歩をちよど始めていた。

大規模な交通手段の保護と促進にとって、今日の國際法がまったく顕著に經濟生活に貢獻する活動をしていることを示され、他の領域でも經濟的利益の國際性に至る傾向と法によるその形式的保護が明らかになる。經濟的欲求が国内法の保護を強制して以来、文芸や藝術の作品や營業における精神的活動、發明、意匠、モデル等々にとって、移り変わりの何と短くなったことか。ファウスト法の時代、つまり国家組織のなかでもこの領域では全くの無権利状態であつた時代は、確かにそれほど昔のことではない。そしてすでに国内的な権利保護は、世界經濟を通じて國際的共同体へと拡張された經濟的欲求を、もはや満足させていない。意匠登録や商標保護に関する國際協定、著作權協定等々は、このような國際的な經濟的欲求の國際法的保護の——もちろんまだかなり發展を要するが發展能力のある——始まりを示している。より広範には、一八七五年の一般メートル法協定を通じて創立された國際度量衡協會に國際的な經濟生活の同じ法形成力が示されている。三世紀前にスカルフイがヨーロッパの貨幣制度に関して看取していたことは、經濟交通の利益になるこれら他の規準の國際的共通性に関してここに實現された。同時に、この國際協會は、これまであげてきたいくつかのものと並んで、すでに國際的組織、継続的機関の始まりを示すような今日國際法の形成物に属する。これらの始まりを、それらの予兆としての意義は否定できないにしても、過大評価するつもりはないが、この点はすでに右に示したところである。

完全に遺漏なく論じ尽くすのは、本稿の課題ではない。これまで考察してきた例は、經濟生活に貢獻する國際法の本質に関して詳しく示してきた基本的見解を説明するには、十分だと思われる。

だがここで出発点を一瞥振り返るなら、ここにともかく概観した國際法に特有の平和活動の包括的システムは、戦

争の存続を引き合いに出して国際法の地位を剝奪しようと繰り返して来た試みが、いかに愚かしいかを実的確に示している。むしろここでは国際法の意義を、永久平和の使徒たちが示す多かれ少なかれユートピア的な諸案からまったく独立して評価するよう試みてきた。本稿の考察対象は、あるがままの国際状態であり、あるいはあつてほしいそれではなかった。もちろん、期待に胸膨らませる確信を、現実の基盤を見捨てることなく、好ましくはあるが稔りのない預言的作品に溺れることもなく、確かに最後まで表現してもよい。国際法的な経済生活とその法的産物は、平和状態と有機的な相互作用の関係にある。この平和状態が世界経済とその産物である国際法の拡張と強度を増している。だが同時に、現存する経済的共通利益と国際的法規範は、ますます平和を保護しているのである。<sup>(20)</sup>

人間の活動がゆっくりと、しばしば妨げられてはいるが飽くことなく、自分たちの土地を獲得するために、堤防を水中にのぼしていくように、経済生活に貢献する国際法は、人目を引かずゆっくりとはあるが、弛まぬ平和活動のなかで、戦争に防波堤とダムを築き、戦争を狭め、押しのけてきた。そして、見通しうる時代には「腐った水溜まりを取り除く」ことには成功しないかもしれないが、すでに今日、経済生活に貢献する国際法は「数百万の人々に、安全にはいえないにせよ活動的に住まうことのできる空間」を開いているのである。

## 注

- (一) Jehring, *Zweck im Recht* (2. Aufl.) Bd. I, S. 443. ——とは「え、ここにはまだ、右の保護が「国家の強制権力によって形成」されるという補足がある。この言葉で示唆されている見方に対して、私の態度は後の詳論により示される。引用された場所の直後にも、続くイェーリングの考察は、私が本文で主張したのとはいくらか異なる、物質的利益と非物質的利益との関係に関する見解をはっきりさせている。部分的にはこのことは、イェーリングが残念ながら意図的に経済的諸契機に詳しく立ち入っていないことから、あるいは説明される。彼は自ら述べている (a. a. O. S. 98)。「問題の国民経済的側面は、社会的性質のものに過ぎない私の

研究からはまったくかけ離れている。私にとって重要なのは、社会にとって人間的欲求充足の保護を支えている諸制度だけであり、交通運動を規律する法則ではない。——内的発展史を、その有機的な産物であり、この文脈でのみ完全に理解されうる外的諸制度から故意に分離するなら、それが当然の矛盾に出くわすのは仕方ない。まさしく右の文脈をはっきりさせることに——もちろん特定の観点で素描的に概略するにすぎないが——この小さな著作での私の問題である。それでもなお、個々の点での多様な意見の相違にもかかわらず、ここではイ・エー・リングの著作を豊かな示唆として引証したい。特に交通に関して輝かしく展望に豊かな性格描写する七章を、やむを得ず手短に本文に示した示唆の補足に挙げたい。

(2) この定義はロージンに由来する。これについては拙著 *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften* (Springer, 1889) S. 147 を参照。——もちろん、イ・エー・リングの定式もロージンの定式も、法概念の定義というより素描である。だが、それらから実りある観点が生まれている。ちなみに、「アラウル定義ハ危険ナリ omnis definitio periculosa est」と昔の法学者は述べているし、最近の法学者はたいいてい自由に翻訳して次のように考えている。定義とは理解できるが誤りであるか、正しいが理解できないかのどちらかである。

(3) ごく最近ドイツの新聞は、悲劇的であると同時にはしなくも喜劇的であるロシアのユグヤ人勅令の内容を再び伝えていた。それは「外国ユグヤ人」に対する身分証明書の構想にも反対していた。だが、そこでは配慮に満ちた例外が銀行員について予定されている。彼らが政府との財政的取引のためにロシアへと赴こうとする場合である。ああ、神聖ロシアよ！

(4) 数々の誤っているか不明瞭な観念と推論が、強制性は法概念の本質的需要であるかという問題に結びつけられている。なぜなら、ともかくも概念的基礎に触れるような学問的考察は何れもこの問いを黙して通り過ぎていくからである。ここから生ずる数多くの誤謬は、この問題に対する回答が諾否で処理できないことにより説明される。なぜなら、一面では、右の問いを否定すると法概念の堅固さがおよそ溶解してしまい、この概念は道徳や習俗の概念との境界線が定かではなくなってしまうだろうからである。他面では、無条件に問いを肯定してしまうと国際法全体のみならず、現代国法の最大かつ最重要な部分が概念的に法領域から排除されてしまうからである。そしてこのことは明らかに、学問的概念構成の真の課題のほうである。思考上の把握と現実性の一貫とはまったく相容れない。だが立憲的国法全体は、君侯の権力が法的に規範化されるべしという原理に依拠しているが、彼自身はまったく強制に服していないのである。

イ・エー・リングも (at a. O. S. 320) 確かに「国家に通用している強制規範の総体」としての法という見解に同意している。だが、

彼は右に指摘した疑いに耳を貸さないわけではなく、その解決を同じく組織の不完全性を顧慮するところに見出す (S. 325 fg.)。とはいえ彼は、自助を国際的強制組織の欠如の代替物とのみ見ることによって、問題をいくらかあまりに外面的に捉えている。そして、ここで問題になっている方向に即した君主の国法的地位に関する彼の見解も同じく外面的である。彼は次のように考えている (S. 327)。「国家的強制装置のどこかの点では、強制されているということは終わりになり、ただ強制することだけが残り、どこか別の点では、逆に強制することがとにかく終わり、ただ強制されていることだけが残らざるを得ない。国家権力のその他の機関についてはどこでも、強制されていることが重なり合い、それらは自分の衝撃を上から受け取り、一つのバネが他の部分を動かしている時計仕掛けと同じように、下に向けて継続する。だが、時計は自らゼンマイを巻くことはできず、そのためには人間の手を必要とする。この手は君主制憲法では君主である。それが全てのバネ仕掛けを動かす。君主は、国家において、自ら強制されることなく強制する唯一の人である」。——この見解は、この方向全体の外見上機械的な見解にとつて、きわめて特徴的だし、それがイェーリングのような人に発するだけに、ますます特徴的である。もちろん、有機的国家論は、国家を「時計仕掛け」とまったく同じように「強制機械」とみるわけではないので、それほど安易にこのようなことはしないだろう。機械論は永久運動 *perpetuum mobile* を構成することはできない。どんなに巧みにつくられた機械といえども、まさにここでは内的生命ではない運動への衝撃を外部から与えられなければならない。これに対して、有機体は生命の運動を自分のなかで生み出し、にやうっている。そのため、有機的諸現象は機械の比喩を用いては説明され得ない。外部から機械的運動への衝撃を獲得するような国家、自分の国家に対して、人間が機械に対するように、まるで異質な存在としてよそよそしく対峙する君主、強制するだけの暴君と強制されるだけの臣民——これは、たとえばダオメーの黒人帝国の像ではなく、現代法治国家の像なのだ！そして、人々は別の像を、もちろん一言二言ではこうした難点を乗り越えられない有機的理論に對置する必要はない！

ここは一般国法のこうした問いを更に考察する場ではない。だが、ここでも本文でも批判されていた、外的で機械的な強制に法概念の特徴を見出す見解の不適切さは、まさにそれを国法に適用すると最も明らかに紛れもなく示される、というところに、もう少し寄り道をする理由がある。この見解そのものは、いわゆる国際法の実定性を承認するにつき外的な強制とかその代替物を要求している。それに対して、本文で主張した理論は、強制者という要素を法概念のなかに確定しはするが、この要素をより深く広く理解し、外面的な機械論と捉えるにとどまらない。更に原理的な記述については、拙著 *Gemeinde, Staat, Reich*, S. 203 fg. を参照。これに、本文で展開した内的な経済的強制の理論は補完となる。この問題に対して興味深い寄与をしているのは、Lothar



Bucherの著作 *Der Parlamentarismus wie er ist* (2. Aufl. 1881) 第一章における彼の考察である。そこで彼は就中経済的にきわめて発展したイギリスの生活の独特さを指摘している。それは、語の本来の意味での合法性であり、これは結果として、慣習や慣例 *Sitte* から本来の法へと移行する過程における数々の関係のなかではほとんど気づかれないものである。たとえば、ペニー郵便が導入される際には、各戸に郵便受けが設置されるようにとの希望が表明された。「議会は当初導入をきわめて漸進的にのみ考えていた。だが、郵便配達人のノックによって呼び出される使用人たち、取りに行くのが遅れたせいで腹を立てられ、二回目の激しいノックをされるのではとビクビクしながら待っている神経質な女性たち、彼らが皆この制度を改善した。一つ前の会議で、郵便受けを強制義務とするようすでに提案されていた。「なぜなら、たいていの家はそれをすでに持っていると考えられるからである」。まさにこの理由から提案は延期されたし、数年後には不要のものとなるかもしれない。設置は慣例に過ぎないのか、それとも議会案件なのかについて、外国人はしばしば疑いを抱いていたし、居住者からしばしばこれについて何の情報も聞かぬことができない」。——こうした詳論は実際のところイギリス国法の中に最も豊かな裏付けを見出す。とりわけ、ある意味で制定法と慣例の結合組織をなす *Common Law* のなかに見出す。右の諸例では、実践的には、国家権力の外的強制と決して重ならない内的強制が利用されているのは明らかである。そして、強制契機の拡張版を通じて、確かに慣例と法との区別を廃してはいないが、より流動的で曖昧な形にしまった、と私たちの見解を批判しようとする人もいるが、私はそこに欠陥ではなく利点を見る。なぜなら、かくして理論は再び現実と対応するからである。そして、私は *Bucher* の次の言明 (*a. a. O. S. 26*) にはまったく賛同する。「人間性と人間社会の法則に関する自覚的な認識は後から遅れてくる。だがその効果はいつも感じられており、程度の高低はあれいつも人間の行動を規定している。慣習、慣例は、法の最初の現象形態である。この法形成の源泉は決して尽きることがない。だが「国家」は絶えずわざわざそれを埋め、汚そうと努めるのである」。

(5) 法律学と国民経済学双方が浸透しあうのは、理論的にも実践的にも避けられない今日の要請である。さまざまな仕方と形式で、この欲求は学問でも生活でも一般に認められている。「社会問題」というジャーナリスティックなスローガンでまとめられ、今日では一般的関心——政治家、インテリ、素人の関心——の中心に位置するため、流行問題にありがちなあらゆる誇張を経験するまじりも一面的に経済的な扱いも実りがないということを明らかにしている。一方はその純粋に形式的な観点を介して、生活の諸欲求とのつながり全てを安易に失ってしまい、他方は法律学的定式化という礎石がないために、同じく安易に動揺に陥ってしまう。

両者は眞の理論にとつて同程度に実りなく、健全な実践にとつて役立つものはない。これに反対しているのは、「国家学的教養を法律学的なその一部とし、諸法分野の形式的領域すべての統一と、それとともに法意識のそれを国家生活の学問のなかに再び見出す」ことを——L・v・シュタインの表現を借りれば——試みている過程である。この目標に、L・v・シュタインの豊かな学問的活動そのものがとりわけ捧げられていた。それがそれほど広範な効果を手にしなかったということは、残念ながら「なまくらな世界」の責任にとどまらず、シュタインの文体のせいでもある。ともあれ、彼の著作は、右の発展を促す豊かな鉱脈である。そして、まさにこの文脈では、彼の行政学事典第三版への思想豊かな序言(Bd. I, 1888)が引かれるべきであろう。そこに提案された理念が眞理の力を持って勝利のうちに浸透すれば、今日私たちのもとでもとうの昔から必要だった大学組織の改革を貫徹するように決断されなければなるまい。現下のところ法学部はトルソーである。そして国民経済学はその隣接分野とともに少数派(「ディアスポラ」)の地位に、哲学部と呼ばれる関連諸事物の無秩序(「トフヴァポーフ」)のなかに置かれている。事物の本質、生活並びに学問の欲求には、唯一国家学部が対応している。この学部は、人間の共同生活に関する知識の全分野、つまり法的分野並びに経済的分野を一つの有機的全体として包括しているからである。

(6) 外的で機械的な強制を法概念の本質と見なす著者たちが(参照上述注(4))国際法に対して、国際法が外的組織をもたらし、たたり、そうでなくとも少なくともそれを約束している限りで、我慢のいく存在と認めているのは、まったく首尾一貫している。たとえば Lasson (*Prinzip und Zukunft des Völkerrechts*) は次のように述べている。「保障なき法はおよそ法ではない。つまり、保障する権力がかけているために、諸国家は表立っていない戦争の状態に対峙している」。保障する権力は、この見解によれば唯一至福を与える警官のなかに見いだされうる。だがそこでは、表立っていない戦争状態は、——確かに気づかれない!——事実上必要なだけでなく概念的に必然的でもあるといわれるが、この戦争状態というドグマにもかかわらず、最も若い最後に出てきた芽は承性、特殊には仲裁裁判所の可能性は許されている。そのため国際法は、根元では否定されながら、最も若い最後に出てきた芽は承認されている。たとえばラッソンは、これに依じて国際法を擬似法と構成しており、その性質は、それがまず合目的性と正義との認識を通じて成長していくようなものだとされる。大変結構。だがそれはまさに法の性質一般である。そして、これによっても、その他の場合と同じく、国際法は眞の現実的法と特徴づけられる。それには警官や裁判所執行官による強制執行が欠けているにもかかわらず、である。——ちなみに、これらの問題は、国家概念に関する見解と密接に関連している。このラッソンこそが彼の *System der Rechtsphilosophie* (S. 281 fg.) での概念を国際法と同様に誤って狭く捉えている。彼は国家に法を維持する

といふ唯一の目的のための強制装置を見ているのである。これらの問題に関しては、Preuß, Gemeinde, Staat, Reich S. 199 fg. を参照——

特殊に国際仲裁裁判所に関しては、これがこれまで実務的に現れていた範囲では、国際組織の産物ではなく、せいぜいその代替物と見なされうると、すでに本文で示唆しておいた。いくらか異なるかもしれないのは、ラヴルイエ Lavelleye などが提唱していた「高等仲裁裁判所 hautes cours d'arbitrage」という常設の制度である。このようなものは、現実には国際的共同体の機関、つまり係争中の当事者の上に立つ、高次の統一体の機関とならう。これに対して、今日唯一通例となっている手続は、まったく「概念的に」組織化されていない。仲裁裁判官は決して当事者とともに包摂する統一体の機関として機能するのではなく、それは条約による合意を通じて任命された第三者である。その限りで Lueder (in Holzendorff's Handbuch des Völkerrechts Bd. IV S. 216) は、この仲裁裁判所は「根本的に他の権力によって媒介されたある種の平和的調整」であると述べている点で、正しい。——それだけに一層、仲裁裁判所は国際法に属する。なぜなら、その法的性質は、それにもかかわらず、疑いがないからである。この点では国際的仲裁手続については、事情は国内的、たとえば私法の領域での仲裁手続とは異なる。ここでも国家組織は、法を確定するようには要求されていない。だが、仲裁手続は、客観法という共通の紐帯が当事者たちを義務づけ結びつけているという前提に基づいている。同じように、国際仲裁裁判所は確かに法を確定するための国際組織を示していない。だがそれは、客観的国際法がここでも当事者、つまり諸国を義務づけ結びつけているという前提に基づいている。これに依じて、これまで実際に諸国家の実務のなかで国際的仲裁裁判所に委ねられていた案件も、常に圧倒的に法律的な性質を有する、つまり法的問題であった。Blumerincq in Handbuch a. a. O. S. 45 fg. の詳しい概観を参照。かくして、真の現実的な法的性格を有する国際法の存在と有効性は、国際組織の現存に左右されない。

もちろん、国際法はこうした組織の発展に向かう衝動をうちに含んでおり、それはこの発展に道を開き、他方でそれによって始めて完成されるであろうということは、同じく正当であり、ここに提起されている問題のなかで同じように確認される。このように、Lueder (a. a. O.) の警告が平和の唱道者による仲裁裁判理念の誇張や過大評価に対して疑いを抱いていないのは注目に値するが、この著者も彼の全体的な基本見解にしたがって（参照、後述注(20)）、非常に実りがあり発展能力のあるこの思想をあまりに狭く理解し過小評価するという他の極端に進む傾向がある。彼に対して、ブルメリンク Blumerincq (l. c. S. 58) の見解をむしろ肯定したい。「自国の内的諸関係につき法治国国家を受け入れた諸国が、それを外的諸関係について否定し、およそこれについて

ては政治の恣意のみを決定的なものと認めるなら、それはひどい矛盾である。——だが右の理念の内的な実り豊かさや必要性が承認されれば、その進展が国際的仲裁裁判組織の何らかの常設組織化に向かつて突き進むということも受け入れられようし、高等仲裁裁判所というこれまで公にされてきたプロジェクトの多くもユートピア的だということになる。なぜなら、基礎にある理念にしたがえば、ここで問題なのは国際的共同体の連帯利益であり、これに関しては正当にこの共同体が自身の機関を通じて最もよく擁護すると思われている。それに対立する著しい難点は、確かに見誤られたり過小評価されてはならないし、その相対的な正当性も決して否定されてはならない。だが他面で、これらの現実の正当な難点が想像上の不当なそれらを通じて更に増大されてはなるまい。後者の範疇に属するのは、ことに、外的で機械的な強制の——ここで繰り返し批判した——過小評価を理由とする異議である。執行者なき裁判所や、それに対応して執行権力なき国際裁判所は、力づくで当事者を判決に服させるのに、何をを用いるのか。そしていかにしてこのような国際強制権力がいつか形成されるべきなのか。——これが恐らくこれらの非難の本質である。そして、国際生活の非常に複雑化した発展問題に英雄的な原則が持ち込まれる。全てが無か！ 悪しき実りなき政治に対しては。このような国際的強制権力は疑いもなく、組織された国際裁判所よりもはるかに構成しがたくなっているため、前者なしの後者は非難されるべきではない。なぜなら、そうであっても国際裁判所に効果がないわけではないのは確かだからである。仲裁裁判所の判決が諸国家集団 *Famille* 全体の抱く利益共同体に基づく確信を表現することについて国際法的保障が大きくなければならず、国際裁判所がますます独立し非党派的に組織されればされるほど、自然の流れとしてその判決に内在する内的強制は、その背後に控える国際的警察軍がなくとも、ますます効果的になる。国家に最も固有の利益は、国際共同体全体の一つの機関が提起する要求に對立するのを国家に妨げるが、それは当事国自身によって任命されたに過ぎない仲裁裁判官の要求に對してよりも当然のことながらはるかに強くなされる。そしてその他の点では、大きな期間でのわずかな進歩なのである！

この点に固執して、仲裁裁判所の条約による合意がこれまでの組織化されざる仕方で成し遂げてきた進歩を過小評価するつもりはない。ここでも経済的利害が法の形成にいかにも効果的に影響を及ぼしているかは、経済的に発展した諸国であるイギリスや北アメリカがこの国際法的進歩の先端に位置していることからはっきりする。そのため精神が狭く大言する人々はこれらの国々を「小売商人の政治」とがめている。このような「小売商人の政治」は人間文化の祝福に満ちた進歩に依然として道を拓いている。総じて世界経済的交通の保護を必要とし、国際的仲裁裁判所の条約による設置に向かっている諸国家の経済的利益が一時的なものであればあるだけ、継続的な組織への移行に道を拓き、それをほとんど気づかれないままもたらすような条約の包括的システムが一

層強く形成される。つまり、国際法は、組織化がなくとも、すでに現存し有効である。そして組織化は望ましいかもしれないが、後者に重点を置くためにだけに、前者を否定するのは誤謬である。ソノ事ハ証明セラルベキモノナリ Quod erat demonstrandum!

(7) Kaltenborn, *Zur Revision der Lehre von den internationalen Rechtsmitteln* は、そうしたものの全カタログを提供している。そのものには復仇と報復措置も含まれており、そのものに更に通商停止 Embargo といゆる平和封鎖 Friedensblockade も包摂される。Bulmerincq (a. a. O. S. 10 fg.) も次のように区別している。「自助に依拠する法的手段と自助に依拠しない法的手段」である。前者が適用ニオケル矛盾 *contradictio in adjecto* であることは、本文で示される。ちなみに、Holzendorff's *Handbuch* Bd. IV にも見られるように、概念的区分線を報復措置ないし復仇と暴力的手段としての戦争との間に引くのは、原理的に誤っている。むしろ前者は部分的戦争状態と特徴づけられる。そして概念的境界区分は、まさに一方の法と他方の自助との間になされる。

(8) ルエター Lueder (a. a. O. S. 179 fg.) も、戦争を国際的な法的強制の手段と捉える見解に反対している。もっとも彼は他面で、戦争は「ともかくわけても諸国民の外的法的手段であり、この場合内的国法の訴訟を代替するので、その結果として法的紛争は戦争のさまざまな誘因の一つとなりうる」と考えている。こうした譲歩は非論理的である。なぜなら、法的紛争としての資格付けにあって重要なのは、原因が法的紛争であったかどうかだけではないからである。暗殺に関しても、人々は暗殺をいざまた法的手段のうちに数えることもなからうが、原因は法的紛争でありうる。ルエターは更に、法的手段としての特性が戦争に拒否されうるのは、結果が偶然に左右され、法に合致しない場合もあるためではない、なぜなら、このことは国内の訴訟でもよき法律や裁判官があるにもかかわらず生じうるからだ、という。しかしこれは、法的決定の形式的保障と実質的保障が区別されないことで、多少は表面的に議論が進められている。これに関して実質的保障はもろろ国内の諸事情の中にも存在しない。なぜなら、裁判官は常に人間であり、そのためいつも誤りうるだけでなく、意図的に不法をなすこともありうるからである。これに対して、訴訟は法の実現に奉仕すべきだという点に関する形式的保障は、まさに両当事者間に非党派的な裁判所を——何れにしても理念によればだが——導入することにより与えられる。これについては戦争においては論ずる余地はない。両当事者の目的は、訴訟でも戦争でも、いかなる場合であれ、ただ勝つことにある。法的手続に関しては、そのため概念的に依然として第三の要因が必要になる。その目的は、両当事者の場合にも妥当するようにな主観的なものにとどまらず、何より客観的には法の確定のみである。国際的仲裁手続においても、このような非党派的な第三者は高次の組織が欠けている場合には、条約によるその代替物として形成される（参照、上述注(6)）。何者も自分の問題に関する裁判官たり得ないという命題は、たんに実定法的であるのではなく、法的手続の概念的

本質から流れ出る。このように右の形式的保障の欠如の故に、本文に見たような、法的手段としての戦争の特性は、それだけでもすでに否定されるべきである。ルエダー(Lueder (a. a. O. S. 187)) が同じように引き合いに出している正当防衛と緊急避難との類推も、それがそもそも戦争より報復措置や復仇に適合するという点を度外視すれば、すでに本文で反駁された。

その他の点では、すでに注記したように、ルエダーは別の理由からとはいえ同じ帰結に到達している。つまり、戦争は法概念ではなく、国際法の本質はこの点では制限と限定にあるというわけである。「戦争はたしかに法概念ではなく、物理的暴力にすぎない。だが、この暴力は国際法の発展を通じて一定のルールと制約に服させられる。その中でこの暴力は行使されねばならず、それを侵してはならない」。これは、戦争は否定的な側面によれば国際法に属する、と本文で主張した見解と同じである。だが、こうした戦争の国際法的阻止は真の現実的な法的制約を示していることを、ルエダー(S. 189)は適切な理由を示し、好ましい決然たる態度をもって、国際法の有効性がまったく特殊にここで経験しなければならぬ好んで用いられる疑念に対して支持している。正当にも彼は次のように論じている。右の国際法的制約に対する何らかの違反は、たとえば犯罪が刑法の法的性格に反するものを示している程度に、その法的性格に反するわずかなものを示している。そして、これは国際法の若さを顧慮すれば一層わずかであり、そして「他の法領域における状況とは、それらの背後にもそれほど長い発展段階があるわけではない限りで、異なる。加えて、合意されたり戦時法や古くからある戦時法の違反は、経験によれば決して特に多いわけではない。それは反対に、個々の戦争が猛威をふるう場合でも、国法や私法よりも悪いとは見なされない」。——こうした説明にはまったく同意できるし、従来ルエダーの見解と戦わざるを得なかっただけでなく、何より戦争の意義に関するその見解にも一般に断固として批判を加えてきただけに、一層喜んで同意できる。この点については、後述注(20)を見よ。

(9) 歴史的発展過程に関して私が本文で主張した見解は、識者にとっては、特にカール・マルクスが提示したいわゆる唯物論的歴史理論と見まごう余地のない接点が見られることになる。事実、やはり私はこの中に適切で実り多い思想の豊かな宝を認めている。だが、マルクスと彼の弟子たちがそこから社会主義的な世界救済計画のために行おうと試みた利用については、実践的に実現不能であるだけでなく、何より理論的にも——まさにその正しい出発点からして——誤りであり一貫しないとされる。ここはもちろんで、それに詳しく立ち入る場ではない。だが、本文で提起した事柄ときわめて密接に関連するため避けられないいくつかの短い注記は許されよう。マルクスの社会主義は、経済的利益並びに利益共同体と利害対立の闘いが決定的に重要なことをまったく正当に認識している。だがそれは二つの点をまったく見落としている。一つには現在に関して、現代社会では身分間や階級間の利害対

立というあらゆる闘争と並んで内・在・的・な・経・済・的・強・制・に・よ・つ・て・保・護・さ・れ・た・利・益・共・同・体・の・広・い・諸・領・域・が・現・存・し・て・い・る・と・い・う・こ・と・。・こ・こ・で・そ・れ・は・誤・つ・た・仕・方・で・階・級・闘・争・の・み・を・見・て・い・る・。・次・に・社・会・主・義・が・具・体・的・に・描・写・し・獲・得・し・よ・う・と・し・て・い・る・将・来・に・関・し・て・、・利・益・共・同・体・に・よ・る・利・害・対・立・の・完・全・な・排・除・は・、・ま・さ・に・唯・物・論・的・見・解・に・即・し・た・歴・史・的・發・展・が・根・本・か・ら・反・對・し・て・い・る・キ・メ・ラ・で・あ・り・、・そ・う・あ・ら・ざ・る・を・え・な・い・と・い・う・こ・と・。・経・済・的・利・害・の・對・立・な・き・黃・金・時・代・は・過・去・に・か・つ・て・存・在・し・得・な・か・つ・た・よ・う・に・、・こ・う・し・た・も・の・が・將・来・い・つ・か・考・え・う・る・も・の・で・も・な・い・。・利・害・對・立・と・共・同・体・と・い・う・二・つ・の・要・素・の・協・力・が・、・歴・史・的・な・發・展・の・流・れ・を・生・み・出・す・。・も・し・か・つ・て・そ・の・一・方・が・欠・け・て・い・た・ら・、・こ・の・流・れ・は・存・在・し・な・か・つ・た・だ・ろ・う・。・い・つ・か・一・方・が・欠・落・す・る・こ・と・に・な・れ・ば・、・こ・の・流・れ・は・消・滅・せ・ざ・る・を・得・ま・い・。・社・会・主・義・的・生・産・様・式・の・導・入・に・よ・る・歴・史・の・中・断・を・、・確・か・に・正・統・派・マルクス主義も信じてはいない。だがこのことはその意味ではマルクス主義的歴史理論の論理的帰結であらう。実際にはむしろ、こうした發展は常に利益共同体の進歩と並んで同時に利害対立の分化の進展を示している。一方で利益共同体が社会をより強く結びつければ、他面でそれを貫く利害対立はますます複雑化する。進展する社会化と同時に進展する分化、これは過去と現在に関する学問的考察が歴史的生活原理として認識させる二つの要素である。そして反社会物を将来の奇跡として預言するために、人は唯物主義歴史理論を引き合いに出してはならない。ちなみにマルクスは、経済的發展国であるイギリスにおける抽象的事例に即した具体的検証を眼前にしていた。

まったく同じ原理に即して、ここで主張された国際法共同体のさらなる形成は国際的社會主義の理想から區別される。これまでの歴史的發展はすでにあらかじめ示された国際共同体のさらなる形成は、赤いインターナショナルの意味での国家組織の爆破ではなく、右国家組織の完成進展を通じたその促進を喚起している。国家内部で事物の本性に即して共同体を通じ利害対立を排除するのが考えられないように、世界市民的同胞教会 *kosmopolitische Weltbrüdergemeinde* における国民的利害対立の消滅も考えられない。だが、そこでもどこでも、複雑化した利害対立と並んで一層強力な利益共同体が發展する。そしてそこに發する法的國際的利害対立の闘争にたがをはめ、それがこのことを国内の生活に關して本質的にすでになしてきたように、闘争に法的形式をとるよう強いるのである。

- (10) 参照 拙著 *Gemeinde, Staat, Reich* 〇一〇章「旧ライヒにおける都市領域とラント高権」。
- (11) Vgl. Roscher, *Geschichte der Nationalökonomie*, S. 101 fg.
- (12) Vgl. Laspeyres, *Geschichte der volkswirtschaftlichen Anschauungen der Niederländer und ihrer Literatur zur Zeit der Republik*, — und Roscher, a. a. O., S. 223 fg.

- (13) 参照、拙稿「Entwicklung und Bedeutung des öffentlichen Rechts」 in *Schmoller's Jahrbuch*, Jahrg. XIII Heft 4, S. 105 fg.
- (14) たとえば更に最近では「Brie, *Die Fortschritte des Völkerrechts seit dem Wiener Kongress*, S. 7 fg.
- (15) Lothar Bucher I. c. S. 28 はそれどころか、発展史的に見て国際条約は明文による法制定の最初の形式であり、国内法はそうではなく、後に初めて登場したもので、「法発展の墮罪」だという見解である。「他人、外人、野蛮人、つまりその言葉がしっかりとしていないような訥語的な人々と接触し、彼らと戦ったり契約を結ぶために、彼らの経済的諸関係や分業を通じて結びつけられた同居人たちは、彼らの内的案件におけるよりもはるか以前に、指導者や代表者をもつ必要を感じていた。国際的条約は確かに最初の恣意に、つまり意識的に立てられた法的ルールであったが、一方国内的には慣例と陪審が、つまり隣人裁判が慣例の違反者に対してなお長い間続いていた」。
- (16) これについては右注(9)で詳しく述べたところを参照。
- (17) v. Steck, *Versuch über Handels- und Schifffahrtsverträge*, 1782.
- (18) v. Melle in *Holzendorff's Handbuch des Völkerrechts* Bd. III, S. 151 fg. und S. 159 n. 11.
- (19) こうした国際的組織の過大評価に対する警告は、筆者の先の説明で示したように「国際法の存在理由を唯一、そうでなくとも主に右の形成に即して評価しようとする人々に向けられている。これに対して、国際法発展の茎と花と見なされながら、これらの国際的組織、とくに大規模な行政連盟のそれは、さほど十分高く評価されてえない。この観点のもとでは、これらは今日の法形成をそもそももたらした最も実りあり最も重要なものに属する。これらの現象を最初に体系的に強調したのは、L. v. シュタインの功績である。Handbuch der Verwaltungslehre (3. Aufl.) Bd. I S. 245 fg. (「国際法と外務」)と特に S. 262 fg. (「国際行政法の体系」)。また、同書 Bd. II S. 828 fg. (「国民経済の国際行政」)を参照。個々にはもちろんシュタインの説明や区分はさまざまな疑いと矛盾に出会わざるを得ない。Jellinek, *Die Lehre von den Staatenverbindungen*, S. 109 fg. も右の国際法的形成物が有する前途有望な意義をはっきりと、また暖かく強調している。彼とシュタインには、「人々は一世紀経った後、いかにして文化の担い手が国際的行政組織なしに生きていたのかほとんど理解できなくなっているだろう」という信念につき、まったく同意されよう。そして同じく適切なものは、組織された行政同盟から、理論においても実践においても、国際法の将来を見渡す雄大な視点が開かれ、というイ・エリネクの言葉である。
- (20) 本文での説明は、現実の諸条件に何の理解も示さない永久平和の使徒たちが掲げる理念に関する判断抜き熱狂ではないかとい



う疑惑から、本稿の立場を十分擁護しているといえよう。だが、永久平和を遠近の将来について確実に預言するのは実りのない出発点ではあるが、戦争の永遠性を否定され得ぬドグマとして立てるのも劣らず実りが無い。右に預言者、左に預言者。そして現世主義者はここでも思慮深く中間にとどまる。とはいえ、戦争廃止を事実上達成できないだけでなく、およそ理想ではない、不可能なだけではなく、目指す価値もないと捉える見解は、まったく非難すべきだと思われる。これに関する考察は、周知の繰り返し公にされたモルトケとブルンチュリの往復書簡にある程度定式化されている。だが偉大な従軍思想家において、彼がその職務にかけては達人であり人気のある代弁者であったにせよ、心理学的にみてきわめて明らかな職務の過大評価だと人々が見なし理解しうることは、彼がインテリや国際法の代弁者によって擁護されていたところからすると、別の顔を獲得する。彼らに対しては、「学問の自由において飼い慣らされた兵營の精神」というホルツェンドルフのよく知られた言葉は、あまり礼儀正しくはないが、率直で納得がゆく。

さて右の観点は再びルエターによりここで繰り返し引用された *Holzendorff's Handbuch des Völkerrechts* Bd. IV (S. 203 fg.) 所収の論文ではっきりと主張されていた。これに対してここは、その他の点ではしばしば国際法的理念の誇張に対するルエターの警告に同意されるだけに、若干の注記をするのしかるべき場だといえよう。

預言者として、永久平和のそれも永久戦争のそれも愛する神を論争に引き込みはじめているのは特徴的である。一方は論ずる。愛の神、神は殺人を禁じ述べた。復讐するは我にあり！ 戦争を欲せず、と。他方は、また彼らとともにルエターは教える。「戦争は、世界法則であるが故に、神的なものであり、それゆえ戦争は正当な文化理想とも合致し、救済的でよきものである」。だが人は最後には国際法の中にも、愛する神はいかなる事情のもとでも世俗的学問の中に組み込まれないという近代的原则を肝に銘ずべきであろう。これは信仰の問題とまったく何の関係もない。そしてまさに信仰深い心情をもてばこそ、神の意志はその後見を必要とせず、自身の学問的理論を神の権威をもって飾り立てるなどはいくら瀆神的だと述べるべきだろう。その他の点では完全に近代的基盤に立つホルツェンドルフのような人々も、私見では当該問題に関する正当な見解のために聖書に由来する論拠を補強しているという弱点を有していたことで、こうした判断は何も変わらない。まさに国家的な事柄においてはすべてのものがこうした源から確信を持って熱烈に導かれていくわけではない。聖書の中に啓示されている神の意志から、宮廷神学者たちは君侯絶対主義の法を導き、清教徒たちは革命とカール・スチュアートを処刑する権利を引き出した。だが、人々は最後には、聖書は国法や国際法の法典ではないというところで満足せざるを得ないだろう。そして、神は永久平和と永久戦争の何れを欲しているのかは、神のみ

ぞ知る。我々はそれを世俗的な論拠のみを用いて扱わなければならない。

この点でルエダーと彼の同士は戦争を、特に好んで高次の教育学という観点に立ち「人類に必要な教育と不可欠な矯正の手段」として捉えている。しかし、まずこの見解は根本的にすぐ前で批判された見解と関連している。なぜならそこでは必然的に、自分の教え子の場合によっては利益のために強かに打ちつ厳格な教師として、再び愛する神が背後に立っているからである。だがあるいは、人間のように、人間性もいつか成長するだろうし、その結果としてそれは必要なことと役立つことを、成人と同じように通常は殴打がなくともなすようになる。発展史的考察の観点からは右のような議論をもって、戦争は、それが存在する限り、国内的にも必要であるという永遠に自明の命題以上のことは、何も述べられない。だが、将来の発展にとって、そこからは最小のことでも生じない。なぜなら、進展する発展は、ここでもまさに、内的必然性をもって戦争の存在をも制限し、場合によっては廃棄するまでに至りうるし、そうすべきである。だが、この発展は可能ではなく、それどころか達成する価値がないとは、それが当面はまだ完成されないとしても、恐らくはならない。だが更に、「勇氣、犠牲、服従、名譽心、約めていえば世俗的な善のすべて」のように、数々の徳が戦争なしには発展しない、「脆弱化、享樂、物質主義への没入、世俗的善の過大評価」といった数々の悪習は戦争なしに妨げられ得ないだろうという主張は、恣意的であるばかりか、まともに事実を辱めている。一方で、勇氣、犠牲、名譽心、要するに男らしさは軍服を身につけたとき、戦争の混乱のなかでのみ観念できるというのは、言いようもなく皮相な見解だし、他方で日常生活に理解に満ちたまなざしを向ければ、右の美しい特性は、はるかに地味な装いでではあるが、戦争における例外状態でもよりも道徳的にははるかに深い証拠が示される。実際のところ、歴史、ことに戦史はまことにはつきりと、大戦争の帰結を道徳性の向上よりも市民的秩序などの野蛮化、破壊によって説明しようとしている。ルエダーと彼の仲間の見解によれば、三十年戦争以降の世代は、あらゆる高貴な属性を教え込むこの暴力の大学を六〇ゼメスターに及んでたびたび訪れたことができたので、言いようもなく高貴にならざるを得なかったという。残念ながら事実はまだ別の像を示している。そしてごく最近のドイツ史は！一八六六年と一八七〇年の戦争が打撃を与えた世代は、五十年間の平和な時代に成長したのであり、ルエダーによればほぼ確実に「脆弱化、享樂」などに溺れてしまったという。だがいわゆる泡沫会社乱立時代、きびしく非難された「金の子牛を奪い合う乱痴気騒ぎ」は、大戦争の後にそれとの因果関係がなくも訪れたのである。ああアリストの諸君よ！

ある場所でルエダーの議論は周知の馬脚をはっきり表している。戦争が妨げる悪習に彼は満足しきって次のものを挙げている。「議會制度や政党制度のような一定の国内諸制度」の過大評価である。ああ、コノ故ニソノ涙アリ hinc illae lacrimae! 確かにもち

ろん議会の悪習はことに戦争とは折り合いがつかず、他面で真に偉大で必然的な戦争は議会に代表される国民の同意によっても支持されるにせよ、そうである。だが、「武器ノ中ニテハ法ハ黙ス inter arma silent leges」。一定程度までは不都合な憲法上の制約も。こうした基本思想は、軍人にはまったく当然である。だが法学の代弁者にはそうではない。

ルエターの見解では、「最もわずかな戦争の痕跡しか示していない諸国民は、そのためもあり文化においておよそ最も立ち後れていたたり、その一定の側面の発展でそうなっている」。何とも大胆な主張である。次の事実は反対 *eo contrario* 推論されうる。つまり、絶え間ない戦争の中に生きていくアフリカの黒人部族は、文化面で最も進んでおり、ともかくも、八十年來小さな個別邦の戦争しか遂行してこなかったスイスよりも進んでいる、というのである。だがルエターも自分で一つの例を挙げている。「その短所を長い平和と平和な取引と利益のみに捧げられた生活から伸ばしてきた北アメリカは、この点に関する一例である」。なるほど。だが長所はどうか！そして重点が置かれている側面はまったく疑わしい。長所を限りなく重要だと捉える人々は——つまりアメリカの諸事情を最も内側から知っている人々はそうである——存在する。加えて、こうした利点とアメリカの軍事主義の悪習からの自由との関連は、明瞭かつ疑いないし、一方で右の短所と平和状態との関連は、実に疑わしい主張でしかない。なぜなら、アメリカは四年間の内戦を行ったが、わが国の一八一五年以来の戦争全てをまとめても、この戦争の長さ、激しさ、深刻さには及ばなかったからである。こうしたアメリカの生活は、わが国とは本質的に異なる性質を示している。確かにそうだが、それが全体としてこの理由で価値の劣るものと短絡するのは、独善的である。

戦争が学問や芸術に及ぼすと主張される祝福に満ちた効果に立ち入るのは省いてもよからう。なぜなら、大砲産業や弾薬産業がなければ技術はより実りある活動領域を求めらるうし、「全ての国民の文芸、絵画、彫刻」は新たな戦争のモチーフがなくなるとも自力でやっていくだろうというのは、言うに及ばない。そしてまったく「国民経済学や国際経済学の関係でも戦争が慈善的意義をもつという考えは、大火が建設業に、大勢の死亡が助産婦にとって利益になるといような見解程度の水準にある。

あと一つの論拠だけ、さらに明らかにしたい。なぜならこれが問題に核心に最も迫っているからである。ルエターは次のように述べている。「このように自然の全体も戦争の像を我々に示している。戦争はそのくじ引きであり、人類の内部でも自然のなかに劣らずそうである。そのため戦争が存在しないのは、不可能であるだけでなく、不自然で不健全な状態でもある。人間に深く内在する戦争への欲求と戦争の必然性も、個々人の人生において闘いなくして新たな理念や先への発展に道が拓かれないように、これを示唆している」。このような見解にはまったく共感できる。闘いは事物の本性によれば、利害対立とまったく同じく、人間の発

展にとって永遠で不可欠である。なぜなら前者は後者と同一だからである。利害対立の解消など考えられないということはずで示した（参照、上述注（9））。だが、永久闘争の性質と形式は変わりやすく進歩に親しむ。戦争、つまり殺人と殺害はこの闘争の永遠に変わらぬ形式であるという証拠はないし、ここではそのことだけが重要である。野獸は食いつくしあいながらこのような闘いを争う。野蠻人はそれを似たような仕方で行う。そして戦争は右の野蠻な闘争形式の残滓である。だがそれと並んで、文化は右の永遠の利害対立が示される別の手段と形式を作り上げてきた。同じ国家の主部分も相互の対立なき同胞としては生きていない。自分の人生で鉄砲やサーベルを手にしたことがない人も、右の生存を賭けた闘いを日々刻々闘ってきたかもしれない。だが私たちがの礼節を弁えた洗練された仕方だ。諸国民相互の闘いは今日すでに普通は文化の諸形式で進められているが、いつかそこに完全に組み込まれるかどうかにつき——私たちは——預言者の天分が欠けているから——この問いを確実に肯定することはできない。そして、この発展を文化や法の理想として達成する価値を否定するのは、文化の普遍的進行と一致しないと思われる。「今日では戦争の倫理的意義がしばしば失われているが、それはこの時代の譽れではない」とルエターはいうが、このことは彼のいう意味で道徳的な概念の混乱である。残念ながら私たちの時代の長きにわたり、彼が非難するきっかけは彼に十分与えられていない。とはいえ、かつて自然で永遠の利害対立が表現されていた荒削りな形式の残滓たる戦争の意義が台頭し、認識されるようにでもなれば、それを私たちは時代の比肩しがたい譽れと捉えるかもしれないが。